

平成24年 第3回定例会

美深町議会議録

平成24年9月20日 開会

平成24年9月27日 閉会

美深町議会

平成 24 年第 3 回定例会
美深町議会会議録

第 1 号 (平成 24 年 9 月 20 日)

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 41 号の提案説明
- 第 7 議案第 42 号の提案説明
- 第 8 議案第 43 号の提案説明
- 第 9 議案第 44 号及び議案第 45 号の提案説明
- 第 10 認定第 1 号乃至認定第 7 号
- 第 11 報告第 6 号 委員会報告 (総務住民常任委員会所管事務調査報告、産業教育常任委員会所管事務調査報告)
- 第 12 休会日の決定

◎出席議員 (10 名)

1 番 小口 英治 君	2 番 藤守 千代子 君
3 番 藤原 芳幸 君	4 番 南 和博 君
5 番 中野 勇治 君	7 番 諸岡 勇 君
8 番 林 寿一 君	9 番 岩崎 泰好 君
10 番 齊藤 和信 君	11 番 倉兼政彦 君

◎欠席議員 (1 名)

6 番 山本 進 君

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	瓜田晃君
産業施設課長	木戸一博君	会計管理者	長岐和彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	玉置一広君
生活環境グループ主幹	望月清貴君	保健福祉グループ主幹	山崎義典君
税務グループ主幹	羽野保則君	農業グループ主幹	草野孝治君
施設グループ主幹	杉本力君	管理グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	吉田克彦君	教育グループ主幹	後藤裕幸君
教育グループ主幹	荒木久恵君	幼児センター長	清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員

事務局長	長谷川 浩君
------	--------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩君	事務局副本主幹	中村 稔君
------	--------	---------	-------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は10名です。本日、山本議員から欠席の申し出があり、これを受理しております。

定足数に達しておりますので只今から平成24年第3回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を致します。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において7番諸岡君、8番林君の両君を指名いたします。

◎ 日程第2 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

はじめに閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動等につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

地球温暖化対策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」採択を求める陳情、危険な米軍輸送機「オスプレイ」の配備撤回、および国内飛行訓練中止を求める意見書提出に関する陳情書の3件であり、これらは資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書、地方公共団体の財政の健全化に対する法律に基づく資金不足比率報告書、教育委員長から平成23年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、代表監査委員から8月実施の例月出納検査報告書、これら4件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでごらんいただきます。

次に、本定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの条例制定2件、財産の無償貸付1件、補正予算2件、認定7件の合計12件です。議会側提出のもの委員会報告の1件です。本定例会の説明員として出席通知がありましたものの職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に本定例会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問通告者は小口議員ほか2名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から27日までの8日間としたいと思いますがご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から27日までの8日間と決定いたしました。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 第3回定例会にあたりまして行政報告をさせていただきます。ひとつは企業誘致についてであります。さらに、諸般の状況について行政報告を申し上げます。

まず企業誘致でありますけれども、一昨年来議会のみなさんに相談をし進めてまいりました企業誘致につきましては今年8月6日に当該企業の株式会社アイサイエンス代表取締役市川睦憲社長と株式会社ティーエム・エス代表取締役生江茂社長にご来町をいただき本町での立地について北海道経済産業局、北海道上川総合振興局のご臨席をいただき、議会、企業開発審議会、経済界などの代表者と報道機関に対し公式発表をいただいたところであります。すでにご承知のこととは思いますが、株式会社アイサイエンスは医療用検査用資材の製造を手掛ける会社でありますて、平成17年3月に設立、以来毎年1億円程度の販

売実績を伸ばし平成23年度の売上総額は6億円を超える企業となっております。現在、生産拠点を埼玉県川越市においておりますが工場が手狭となつたことから新規の工場建設地を模索しておりました。代表取締役の市川社長は本町ご出身の方でありましたので地元での工場の建設を視野に入れていただきながら立地実現に向け町としても取り組んできたところであります。また、関連する企業でありますけれども株式会社ティーエム・エスは平成21年3月に腸内細菌検診、腸内菌検便検査を主要業務とする会社を設立されこれらの会社も埼玉県川越市において経営されておりますがアイサイエンスの工場新設とともに併設しアイサイエンスが製造する製品検査をはじめ食品検査、検診便検査などとともに農業分野における乳牛の乳房炎検査市場での業務を確立させ今後の経営拡大を図る計画をお持ちであります。両社は両社長が互いに役員を兼ね、相互に発展を目指す関連企業であり道内の視野の拡大をこのたびの工場建設によって一層伸ばすと期待をするものであります。現在のところ、建設計画では延べ床面積3,000平方メートル、鉄筋2階建てでそのうちアイサイエンスが8割を占め、残りの2階の一部にティーエム・エスが設置されるものであります。本町にとりましては雇用の場の確保をはじめ工業の振興による産業の活性化に大きな影響が期待できるものであり、町として支援するため企業立地促進条例に基づきまして8月6日企業側から立地の公式発表を受けまして開催致しました企業開発審議会におきまして全会一致で承認をいただき両企業の支援について決定したところであります。今後、具体的な工場建設に向け進んでいくと予想されますが、この10月には工場の建設が始まる計画であると聞いています。建設場所は駅東地区工業団地に約10,500平方メートルの町有地の購入をいただき、早ければ来春の5月から6月には完成させ7月の本格操業を目指す計画であります。町においてはこれらの建設計画に伴い新年度予算に工場建設にかかる補助金などについて予算計上いたし、議会の皆さんのご理解を得て企業立地促進条例に基づく支援をするとともに工場建設に伴う各種手続きについてスムーズに振興するよう北海道や国などと連絡を密にしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、諸般の状況でありますけれどもまず美深道路の建設についてのご報告を申し上げます。

美深道路は平成21年から本格的な工事が進められており、いよいよ本年度末の完成見込みという時期となってまいりました。これまで一般国道40号美深道路として工事がされてきましたわけでありますけれども、名寄市を拠点にして名寄バイパスとの接続によって道路名称については名寄バイパスとの提案もありましたが美深道路の名称を残してほしいと強く要望活動を繰り返しておりますところ、開発局・期成会そして名寄市など関係機関

の合意をいただきこれまでの名寄バイパスと美深道路開通後はひとつの名称として名寄美深道路という名称にするとの回答を得たところでございます。また、町民スキー場の下をくぐる延長244.5メートルのトンネルの名称についても本町として要望をお願いしながら美深菊丘トンネルと決定をいたしましたところであります。このスキー場においてはトンネル工事に合わせ旭川開発建設部の協力をいただきながら実験的に花などの植栽による景観づくりができないか検討をしているところであります。さらに、商工会や観光協会の代表者らも積極的に開発建設部と協議の場を持ちながら商店街への誘導策として高規格道路に敷設されている看板の書き換え要望など積極的に進めているとお聞きをしており、期待を寄せているところであります。

続きまして美深高等養護学校についてご報告を申し上げます。

6月に北海道教育委員会から出されました平成25年度から平成27年度の公立特別支援高等学校配置計画案の中で道北圏における平成26年以降の特別支援学校高等部の3間口3学級でありますけれども増加方針が明らかにされました。これを受けまして美深高等養護学校での間口増加を求め、美深高等養護学校協力会を構成する議会をはじめ農業・商工など経済界の皆さんのご協力をいただき北海道や北海道教育委員会、北海道議会議員に對して強く要望をしてまいりました。先ごろ新聞報道がされましたがその要望活動が実を結び9月4日付で発表された配置計画では本町に1間口増と、愛別町の2間口新設という決定をいたしましたところであります。美深高等養護学校は本町の地域振興に大きな影響があり、間口の増加は大変喜ばしいことありました。今後においても協力会を中心として高等養護学校との連携を図り、継続的にこの間口が継続されますよう努力をしてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今、町長から行政報告がございましたがお尋ねの向きがありましたら発言をお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

◎ 日程第5 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 一般質問を行います。

一般質問の通告者は3名です。発言の順序は通告の順序といたします。発言の時間は再

質問を含めて30分といたします。

それでは通告の順序に従って発言を許します。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私の質問は項目で社会福祉、件名は保健・医療・福祉の取り組みについてですが、23年9月の定例会においても医療費増加についてお聞きしましたが今一度お聞きいたします。範囲が広い項目で高齢者以外にも及ぶことだと思いますが質問をさせていただきます。

1といたしまして、福祉では独居世帯の安否確認等は民生委員の方々との協力により訪問等が実施されておりますが何か異常があったときの対処についてはあらゆる方策を探ることで見過ごしを防ぐことに繋がると思います。そこで、地域の支え合い体制の整備としての水道検針・新聞配達等これらの業務に携わっている方との協力関係も重要だと思いますがこれに対する考え方を伺います。2としまして、基本健康診査・各種予防接種・ドック補助の取り組み、最近ではホットカプセル設置等充実されていると認識をしておりますが当町の医療費をみると一般と退職合算でも道内順位は9位から8位、10位から9位と順位で双方1つずつは下がっておりますが逆に医療費は上昇しております。今、建設中のほっとプラザ・スマイルにも関係しますが美深温泉利用助成など、例えば過去3年間病院の通院実績がないなど健康を維持されている方には温泉・体育施設の無料利用券、仮称健康祝い金等の考えはないのかお伺いいたします。

2点目、項目で財政、件名は国保税とこれに伴う上川広域滞納整理機構加入後の状況についてお聞きいたします。23年度中低所得者の負担軽減のため基礎課税額を引き上げましたが依然として経済の低迷が続き納税者の環境は厳しさを増しています。23年度事務報告書を見ると24年度国保滞納繰越額で見ると滞納者77名、金額で1,900万円ほどになっています。加入後の月数は浅いですがこれらの対策と収納率の向上の方策を伺います。

3点目、23年2月に美深町地域新エネルギー報告書が出来ましたがそれ以後の取り組みをお伺いいたします。21年度に街灯省エネ型電球交換から先般8月臨時議会におきまして町有施設の電灯を改修する補正が出されました現在建設中のほっとプラザ・スマイル、農業研修生等宿舎、合わせて民間の省エネ対策の取り組み、助成等の考えも伺います。

これより先は自席から質問をさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、1番小口議員から一般質問をいただきました。一つは社会

福祉であります。もう一つは財政問題に絡む国保税の滞納状況等々でございます。さらに、行政として地域新エネルギーに対する考え方等々をいただいたところでございます。順を追ってご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1つ目の社会福祉等に関する中の高齢者の見守りで民間事業者との協力体制等々についてであります。非常に高齢者が増えておりまし家族構成も変化してきているという状況でございます。そして、さらに独居の高齢者や高齢者夫婦世帯が増えておりましてこういう状況はご案内のとおりであります。こうした世帯の安心安全を目的とした見守りについてでありますけれども、現在民生委員協議会等々と連携し、対策を講じているわけであります。今定例会におきましても国の補助事業を活用して高齢者を地域で支え合う態勢づくりのため補正予算を計上しているわけでございます。さらに、新しい公共支援事業計画に基づき美深ニューパブリック協議会において買い物支援であるとか高齢者等の見守り事業を計画しているわけであります。このような事業を総合的に行うことに関係機関や地域との連携協力による高齢者の見守り体制を構築していきたいと考えております。具体的なお話しもございましたけれども、全体的な体制作りを考えているわけでございます。

次に、医療費の削減等々の絡みから温泉の利用券であるとか体育施設の無料であるとか等々のお話もございましたけれども、医療費の関係については国全体の医療費が増加傾向にあるということで本町も同じであります。その要因としては医療の高度化、高齢化の進展、疾病構造の変化こういう諸々があると認識をしております。ひとつの要因の中に子供から高齢者まであるわけでありますけれども、将来的な医療費の適正化をどう図っていくのかについては町としては特に生活習慣病対策を重点として特定検診及び特定保健指導を進めてまいっているところであります。高齢者の支援につきましては第5次美深町総合計画に基づき着実な事業展開を図っているところでございます。

次に、大項目の国保税とこれらに伴う滞納整理機構の状況についてご答弁を申し上げたいと思います。国保会計の財政運営は大変厳しいというのはご理解をいただいていると思っておりますけれども、そのうち国保税ではご指摘の所得の変動をはじめ被保険者数の減少などにより非常に影響を受けるという内容であります。また、一方の歳出では医療費の高額化が進んでおりまして国保財政の健全な運営の確保が必要となっているわけであります。これら市町村国保の財政運営が抱える課題に対しましては本年4月の国民健康保険の一部改正、さらには財政基盤強化の恒久化や財政運営の一部の都道府県単位化を推進する内容等が今検討がされているところであります。しかしながら、国レベルでは将来的に後期高齢者医療制度の廃止とあわせて国保の運営主体を都道府県とする議論もみられるわけでありますが、現時点ではこれらの結論はみえていない状況になっております。本町において

も健全な財政を維持するため支出を抑えるための特定検診や医療費通知などの医療費適正化対策、そして収入を確保するための国保税の収納対策に取り組んでいるわけであります。収納対策の取り組みのひとつとして町税の滞納額の縮減と税負担の公平化を図るために加入をいたしました上川広域滞納整理機構に対し国民健康保険税では滞納義務者については9名をお願いしたところであります。9名全体では額として492万3千円ほどになるわけであります。しかし、8月末のこれらの収納状況等につきましては一部納税者が納めていただいていると、さらに1名については既に完納になっているという状況にありますけれども、滞納整理機構で扱っていただいた部分についてはまだまだ始まったばかりでありますけれどもすでに22万円ほどの実績が上がっているという状況でございます。

次に、新エネルギーの対応と省エネルギー対策等々でありますけれども、新エネルギービジョン策定後の取り組みについて、このビジョンは美深町における新エネルギーの可能性を網羅的に示したものでありますて、具体的な事業の推進においては導入に向けた課題などを個別に検討をしていかなければならないということになってくるわけでございます。ビジョンの中では太陽エネルギー及び木質バイオマスボイラーについて可能性を評価しておりますけれども、太陽光エネルギーについては今後の施設整備等の中で検討を進めいかなければならないと、木質バイオマスエネルギーについては林業関係者による有効利用の検討を行っていかなければならないということでございます。施設全体のエネルギー対策について申し上げますけれども、21年度から進めておりました省エネの関係であります。街灯の改修等でありますけれども23年度末現在で街灯718基でありますけれども、そのうち479基が改修済みでありますて8月の臨時議会で63基の改修予算を計上しておりますのでさらに加えますと542基となるわけでありまして大体75%ぐらい街灯の省エネ化が進んでいるということでございます。引き続き、残る4分の1についてもLED照明器具の開発状況さらに価格の動向を見据えながら取り組みを進めていきたいと考えております。また、町有施設等についても先の臨時会で補正をいただいた照明施設のLED化を進めているわけでありますけれども、改修にかかる経費等々が非常に大きいわけでありますので今後も省エネ化を進めますけれども今後については改修時期等をさらに検討を加えていきたいと思います。さらに、具体的にお話しがありました現在建設を進めているほっとプラザ・スマイルであるとか農業研修生等宿舎については両施設ともLED照明を採用することにしております。さらに、ほっとプラザの暖房施設については先に児童館で採用した土壤蓄熱を有効活用した暖房方式ということでそういうものを採用したいと思っておりまして今進めているところであります。さらに、民間の省エネに対する取り組みについての助成等の考え方のお尋ねがありましたけれども、単独の省エネということについ

ての補助制度は設けておりません。しかし、快適住まいづくりの補助金の中で特別改修としてエコリフォームなど樹脂サッシであるとか断熱性の向上であるとか太陽光発電等々を取り入れることも補助対象としては可能でありますのでご理解をいただきたいと思っております。わが町としてはどちらかというとかなり省エネ対策を進めていると思っておりますけれども、国であるとか道の状況をみながらさらに研究を深めて努力をしてきたいと思っております。

以上、冒頭ご質問がありました3点について答弁をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 上の方から順に再質問をさせていただきます。

23年度の二次評価を見ますと福祉の分野で敬老祝い金、敬老会開催補助金等ではCランクだったと思いますが多少課題があるのではないかという評価をされていますが、温泉までのバスで恵深橋から恩根内まで名士バスの補助、合わせて美深温泉の入浴補助は現在やっておられますけれども、医療に対してのつながりといいますか、私も例をあげていいましたけれども健康でがんばっておられる方は少し張り合いがもてるような施策も必要ではないかと思っております。総合計画を見ますと26年度には高齢化率が38%、人数にして1,060人、これからだんだん増えていくわけです。ですから、従来の福祉の対策ではどうなのかなと私は危惧しております。健康だと保険でも何でも生存保険金でもあるようにそこまで年齢に対して元気だった場合には返戻金があるとかそういう制度もありますからせひとも自分は元気だからという方が張り合いが持てて生活の生きがい対策にもつながるのではないかと思っての提案なのですがその点をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 温泉行きのバスであるとかそういうもののお話もございました。諸々の料金で例えばバスで病院に通う足だとかそういうものを確保していくかなければならないということありますけれども、具体的に無料にするということについてこれ以上踏み込んで良いのかどうか。わが町としてはかなりこの部分について努力していると認識しておりますのでこれ以上踏み込んで具体的なものを並べていくのが良いのか、今後の検討材料にはしなければならないと思っておりますけれども今の段階ではこれ以上の踏み込んだ答弁は差し控えたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 医療の方にかかると思いますがジェネリック医薬品について過去にも質問をさせていただきましたが今一度お聞きしたいと思います。最近、北海道協会

健保、社会保険なのですけれども北海道から出されている資料を見ますと昨年10月と今年3月に実施したジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代が一定以上軽減される方は通知しまして22%くらいの回収率があったそうです。それで人数で言いますと17,000人くらいの協力をもらってどれくらいジェネリックに切り替えた効果が出たのかということで調べましたところ、北海道ですから大きな金額になるかと思いますが1カ月の効果がこれに替えたことによって2,700万円の削減効果があったという報告が来ております。当町の場合ジェネリックも当然過去の質問では厚生連等、何件かあるのでジェネリック全部はそろえられないようなお話しが町長答弁であったように思いますけれども広報等でも見ますとジェネリックの啓蒙、そういうものがされていないように思いますがその辺の認識を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先の答弁もあるわけですけれども、ジェネリックに関しては今ご質問の通りだんだん普及ってきて使っていただいているということでございましてそれに伴って医療費の軽減等も少しずつ進んでいるということでございます。ただ、町民が病院へ行ってジェネリックをお願いするという意思表示をしなければならないわけですけれども、その意思表示を仮にした場合でも例えば厚生病院であれば厚生連全体が何々の薬を個々の厚生病院という形ではなくて厚生連としてジェネリックを対象としている医薬品はこういうものがあります、ということあります。他の病院もそうだと思っております。町として一般的なジェネリックの宣伝等々については啓蒙といいますかそういうことは他の国・道と一体となりながら宣伝をしていかなければならないと思っておりますけれども、具体的なことになると病院個々はもう一步踏み込んでいく必要があるのかと思っております。ジェネリックの利用という部分についてはだんだんされていて医療費も軽減されていくと理解をしておりまし、やってもらわなくてはならないと思っておりますけれども行政としては今の段階で具体的にこうだということについてはなかなか申し上げられないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今年3月に出されました美深町高齢者保健福祉計画と合わせて介護保険事業計画によると先程高齢者率等の話をしましたけれども地域密着型通所施設の利用は計画では1,210名で実績では2,000人、パーセントにすると約165%、介護老人保健施設の計画では84名、実績では103名、122%。いろいろ調べてみると介護老人保健施設というのは美深になくて名寄までのビハビリを兼ねた施設だという説明が書いてありましたけれども地域密着型の施設利用で計画では1,210名で実績で2,0

00名というところで美深町はこういう施設が不足しているのではないかと思っております。その後で国の活性化の予算で民間アパートまたは賄い付きの住宅の補助制度も出てきましたけれども、それにこの通所施設を当てはめていこうと思っているのか、あれはあくまでも単身者の賄い付きの住宅の考えなのか、この辺を確認しておきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 美深町として必ずしも充足されているという認識にはたっておりませんけれども、なかなか町として今これらの介護施設なりそういうものを作っていくということにはなかなかならないわけで、できることなら民間でそういうものを立ち上げてくれるという方向が出てくれば町としてもありがたいしご支援も出来るのかと考えているわけであります。どういうことになってくるかわかりませんけれども老人憩いの家等々が空くわけでありますので即ちとしては解体するということも考えておりません。有効利用が何らかの形でされるような民間の動き等があればありがたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 高齢の方にいろいろ話を聞くと民間のそういう施設も高額で経済状況を考えると使えないというお話しもよく聞きます。その中で、町の総合計画にもおそらく高齢者住宅の建設の考え方をしていたと思うのですが、今言いました高齢者の保健福祉計画と介護保険の事業計画をある程度なのですけれども、ぜひ住んでみたいというのが20数%でわからないという方が殆どなのです。この結果をみると町も一応そういう計画を立てているわけですから、何年に建てるだとかお聞きするわけではありませんけれども、まずどういうものかを周知してその必要性を探ることも大事だと認識しておりますので答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 住んでみたいという部分について介護施設なり福祉施設等々があるわけですけれども、一番良いのはそこに入らないで健康で過ごしてもらえるのが良いわけで、アンケートの中身とは違いますけれどもそういう観点にたっているわけであります。そういう中で利用料が高いという部分がないわけではないという認識はしております。今具体的な答弁にはならないわけですけれどもそれらの部分についてもひとつの課題として受け止めながら対処していきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 1番目の質問はこれで最後かと思いますけれども、同じくアンケートの結果なのですけれども、あなたは健康だと思いますかという質問で、とても健康、ま

まあ健康、というのが7割を占めています。たずねた中であなたは通院していますかという問い合わせに同じくらいの75%ぐらいの方が通院していると、健康だというのと通院しているというギャップというのはどういうことかとのアンケートを見て考えてみたのですけれども、健康であると思っていたらやはり先程の医薬品の減少につながると、何とか方策を打たないと医療費削減には全くつながってこないと、自分は健康だといってもお医者さんに通っていると、ここを何とか打破するためには何回もいいますけれどももうひとつ工夫が必要ではないかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 健康ですかという問い合わせに対して健康ですというのが7割、ただ、その中で同じぐらいの病院にも通っているという話でありますけれども健康な方でも年に何回かは病院に行っていて私も健康だと思っておりますけれども年に何回かは病院に行く状況でありますのでそういうアンケートの答えになってくる部分もあるのかと思っております。医療費という部分については気をつけなければならぬと、そしてわれわれもお願いをしておかなければならない部分については、随分掛け持ちで病院に罹る人がいるということですからダブって薬をもらってきているような人、そして大量に薬をもらいながら飲みきっていないような方々等々があるのかと聞いておりますので掛け持ち通院的なことを取らないでそれぞれ医療費というのは公でみんなで負担をしている部分が大多数でございますのでそういうことのないように共々に啓蒙しながら努力していかなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 2点目の整理機構についてお聞きしたいと思います。これは、23年9月の定例会で整理機構への加入の議案が諮られ、美深町も当組合に加入了しました。その時の説明では引き継ぐ件数がだいたい30件、金額は1,200万円ほどの説明でしたが、24年度当町においては990万円ほどの金額で件数では17件を引き継いでいるようですけれどもこれが引き継ぎの上限額の決めは組合であるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 引き受けていただく上限はございません。それと、先の説明では990万円ではないかというお話しでございました。それは町民税・固定資産税・国保税、もろもろを入れて900万円であります、先ほど私が申し上げた492万3千円については国保税に絞っての話でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 国保の不納欠損の件数ですけれども、地方税法15条の7の2号で滞納処分をすることによって生活が著しく窮屈させる恐れがあると、また3号では所在、財産等の不明の時とありますけれども、22年度を見ますと2号は該当がなくて3号が27件、23年度においては2号が42件、3号が6件となっておりますけれども停止の債権の分析と扱いはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 広域機構を中心とするご質問でありますからまだ広域機構の方に引き継いで不納欠損とかそういう部分は出しておりませんけれども、今言われたのは昨年の事務報告等々の中での不納欠損の扱い等々についてのお話だったのだと思いますけれども、今そこでどういう分析また状況かというのは細かいデータを持っておりませんので、一般質問でありますからそこまで数字を出されますとここで答えきれないということありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 整理機構の方は順次そのように進んでいるということで理解をさせていただきます。

3点目の新エネルギーの報告書と省エネに対してお聞きしますが、今日の新聞でも今月の14日で節電期間が終了したのですけれどもまだ厳しい状態が続くという報道もありましたけれども、9月10日の北電の発表によりますと7月23日から8月31日まで平日ピークの平均40万キロワットを使用したそうです。猛暑の2年前と比べて9.1%の減少で節電による効果が大きかったと書いてあります。供給予備率の問題では南早来変電所に新たにディーゼル発電設置で7万キロワット、自給調整契約の昨年冬の3万キロワットを増加し15万キロを確保したが安定供給に必要とされる予備率3%には1月2.5%、2月1.7%の予想で、ある意味極寒の当地域での電力不足が危惧されるという報道がありましたけれども、当町の節電の目標値はどのようにになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 当町の節電の目標値は当町自身ではきちんとしたものではないわけですけれども北電から要請されている夏場の7%等々についてはこれを受け、実施しながら役所関連といいますかそういう部分で取り組み、節電して担当課で積み上げてみると7%クリアすることが出来たという状況でございます。あと、問題はこれから冬季になって心配になるという部分についてはその通りであります。節電という部分については冬場については非常に役場施設等々についてももちろん心配でありますけれどもそれにも増し

て一般住民の方々、農業や酪農等々について心配される向きがあるということでござります。ただ、冬季の具体的な北電からの説明等は今後になってくると思います。近々、北電からもお話を来てくれるという話もあるわけですけれども、われわれとしては役場庁舎であるとかもちろんの施設については協力できるわけでありますけれどもなかなか民間の部分については難しい話であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） いま民間の話が出ましたので合わせてお聞きしますが、先ほど町長答弁でありました住宅リフォームですがこれは時限立法ですから来年切れてしましますね。これからは新たな制度をつくるように検討するということでありましたけれども、先程の太陽光発電だとか省エネに移ってしまう話になってしまふかもしれませんけれどもその辺も含めてのことで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今もっている制度は時限立法ですから当然切れるわけであります。今後のものについては議会と相談をしながら考えていきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 小口君へ申し上げます。

省エネと代替エネルギーとの部分の質問は区別して行ってください。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 代替エネルギーは省エネにつながると思っていたので質問をさせてもらいましたけれども何かあったらご指摘ください。

太陽光発電についての考え方ですけれども、美深町地域新エネルギー報告書が出まして当初は木質バイオマスで温泉等のボイラーを切り替えて省エネ対策を行うのだという話だったと記憶しておりますけれども、それがふたを開けてみると材料が集まらないとかトン当たりの単価が高く、高コストになるということで断念したいきさつがあったと思います。せっかく高いお金を出して報告書が出ましたのでこれに基づいて質問をさせていただきますけれども、太陽光発電については士別・東川・東神楽はソーラーパネルを設置することによって1キロワットあたり7万円の補助を出しております。和寒などは3万円となっております。美深の電気量に関してですけれども、報告書を見ますと3つ大きな施設ですので当然だと思うのですけれども林業保養センター・ふるさと館・高齢者センター、これが電力で年間815,000キロワット、2番目に大きいのが物産館474,000キロワット、あとは文化会館370,000キロワット等がありますけれども、これから始まる2つの施設もそういう地中熱を利用するとか説明がありましたので理解はしておりますけれどもこの辺の省エネに対する対策等の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 出来あがっている施設の改修だとそういう時期についてそういう検討をもうもらしなければならないというのはわかりますけれども、今使える段階において新たななものに取り換えて行くということにはなかなかならないのかと考えています。しかしながら、代替までいかなくても省エネという部分についてはそれぞれ意を用いてやれるものからやっていくということにしていかなければならぬと思っています。その他、太陽光エネルギーだとそういう部分について他の町村のことも少し言わされましたけれどもその部分については十分と言えるかどうかわかりませんけれども我々は我々として一定の調査をしながらわが町に合うかどうか、町民が理解をしてくれるかどうかというもうろろの計画を加えながら今後の課題としていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 太陽光発電はやはり厳寒の地において積雪等の問題もありますので色々調査をしていただきて合うかどうか慎重に判断をしていただきたいと思います。それと、これは今日の新聞に出ていたのですけれども、北海道で中小の水力発電の適地をどこにするのか検討するという報道が載っておりましたけれども、わが町でも仁宇布の発電所があつたり報告書によると中小の水力の発電には美深温泉等の水量を利用すればよいような報告になっておりますけれども、これは小規模ですから設置のコストもそんなにかからないし、発電量は大きさにもよりますけれども、たいした発電量にはならないのかと思ひますけれども、先ほどから何度も言いますように木質バイオマス・太陽光・水力と美深町はどの分野でこれからやっていこうと考えているのか、今の段階で結構ですのでお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 小規模発電といながら小規模といえどもやはり1,000キロ程度のことでなければならないのかと思っています。今、あちこちで町村も含めてそういう国・道の動きもあるというのは承知しておりますけれども、わが町でそれを具体的に進めていく、詰めていくということには今の段階ではなかなかならないと思っています。温泉等々の話もされましたけれども、どういうことかとお聞きしていたのですけれども、例えば仁宇布の発電所は1,000万キロワットになるわけですけれども、それと比較する意味でお話しいたしますけれども美深町の公共施設の年間電力使用料はだいたい417万キロワット程度であるということです。1,000万キロワットといいますとだいたい一般家庭で割りますと300戸程度が賄えるのではないかと思います。なかなか小さな科学の実験的なことではいけないのでないのではないかと思っております。他のところが手をあげて

いるからという単純な話にはならないのではないかと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、1番 小口君の質問を終わります。

次、7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私からは項目で環境衛生、件名では各種水道事業と給水施設の老朽化について今後の施策を伺うということで通告をいたしました。

質問の要旨につきましては、わが町の簡易水道そして恩根内浄水場及び各地域の水道等につきまして水道組合などを作つて給水施設の管理に努めているところであります。設置されてから10数年を経過しているというものもありまして、もちろん今までの努力の中で適正な維持管理、そしてそういう形で安全で安定した水の供給を保つてゐるということがありまして日々努力をされているということは認識をしてゐるところであります。ただ、管路でありますがそういうものの施設の老朽化、そしてまた給水戸数の減少、そういう中で維持管理の増加または水道料金の収入減少など課題があるとお聞きをしたわけでありまして、そろそろ計画的な将来を見据えた施策及び水道事業全体に対しまして私なりに質問をさせていただきたいと思います。一つ目は、各施設の給水施設、農業の営業または雑飲料水等、美深町は11の簡易の水道組合を設置した中で維持管理を行なつてゐるところであります。その施設の経常経費等についてはすべてその地域の中で水道料金をもらってまかなかっているというのが実情であります。中では戸数の減少または高齢化によりましてその施設の維持管理がだんだん困難になってきてるという事情があるのでございまして、そういう点をお聞きし、これらの状況を町長としてどう捉えていくのかについてお聞きをするものであります。

続きまして2点目ですが、先程も言いましたが給水施設は30年以上経過をしているのが4カ所、また28年、29年というのが2つほどあります。機械設備の修繕、またはそういうときには組合員の負担もあるところであります。もちろん町からの補助等もあるわけですけれどもこういった課題について急務ではないかということで町長の考え方を伺うものであります。

3つ目でありますが、それぞれの施設11カ所もあるわけであります。それらの施設等をそういうことをこの時点で考えるといいますか、事業運営の効率化のためにも考えていくべきだと思っているのですが、町長としてはこれらの施策等について考えがあればお聞きをしておきたいと思います。

4つ目でありますが、上水道については表流水、湧き水と色々あるわけですけれども特に表流水等については道からの水利権の許可という中での運営があるわけですが、

そういう中で道との絡みの中でこれらの整備計画というのは美深町の水道事業全体とあわせてそういった整備計画というものが組まれているのかどうか。総合計画などではこの問題についても少しばかり触れている部分があるわけですけれども、これらの考え方について、またはどう進めていくのか町長の考えを伺うものであります。

後については自席で答弁をいただいた中で再質問をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 7番諸岡議員から環境衛生、特に水道事業の給水の施設の老朽化さらに今後の施策等について質問をいただいたところでございます。ご承知だと思いますけれども本町の水道事業は市街地は浄水場、恩根内地域の簡易水道のほか各地域にあります水道管理組合が所管する給水施設、これらを入れて市街地の浄水場のほかに11施設がございます。この給水施設の維持管理についてでございますが、それぞれの指定管理者である管理組合で行っていたりしているわけでございます。そして、今お話しの通りこの経営につきましては水道料金によって賄われているということでございます。ただ、施設管路の故障などが発生した場合には指定管理者と町が共同で対応し問題の解決に努めているということでございます。負担割合等々についてもそれぞれルールを作りながら進めている状況でございます。11施設を設置した当初の受益戸数は全体でありますけれども434戸でしたが現在は365戸という減少があるわけでございます。また戸数だけではなく人口の減少や各施設の老朽化も進んでおります。計画的な施設の改善や経営安定にむけた対応を今後引き続き進めていかなければならないと考えております。30年以上を経過した施設等々も具体的に何とかあると言わされましたけれども、それぞれそれらの部分については年度が違いますけれども改修をやってきたということですのでご理解をいただきたいと思います。

次に、各地域の給水施設につきましては今申し上げたように年次計画でそれぞれ古いものは改善してきたということでございます。費用負担についても先ほど申し上げましたようにルールを作りながら地域の管理組合と折半をするような方向で決めを作って行っているということでございます。施設の統合等についてのお尋ねがございました。現在北海道道営事業により吉野・班渓・班渓高台・恩根内、これらの地区を町にあります浄水場の給水区域に統合するよう計画を進めたいと考えているわけであります。残る施設についても将来色々な課題が出てくると思っておりますのでその部分については当面今申し上げた部分について進めていくということでございます。それと、最後に水利権の話がございました。この水利権は浄水場の水利権だと思いますけれども、先ほど申しました道営事業で吉野・班渓・班渓高台・紋穂内等が拡張しても今持っている水利権でカバーできると考え

ているわけでございます。

以上、個別のご質問があるかと思いますけれども答弁にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 答弁をいただいたところでございますが、私は全体的に何カ所か1カ所を除くすべてに場所も視察をさせていただきましたその後も組合員の方にいろいろとお聞きをした経過があるわけですが何点かその中で疑問に思っていること、対処してほしいことについて時間を許す限り質問をしたいと思います。

戸数の減少または高齢化については共通な認識をされていることについてはご承知のことでありますし、私もそう考えております。ただ、それぞれ負担割合の中で、決め事の中でやっていると、一面では費用の負担等については折半ということでしたが割合が決まっていてまた折半ということについてどのことを趣旨としていっているのかについてお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 折半を基本とする基本的な考え方があるわけですけれども、町としては高額になればなるほど負担率が増えていくと負担をさせて頂いているということでございます。端的に申し上げますと10万円から30万円程度でありますと組合としては10万円の基本的なものは負担していただきますけれども残った費用につきましては折半ということで、ただ、100万円を超えるものについては町が62%、組合としては38%という段階をつけて費用負担をしておりますのでそれほど組合にそれぞれ修繕費等の蓄えをしている部分もあるのでしょうかけれども必ずしも折半ということではありませんので応分の負担をしているということありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 蓄えのことについて気になるのですが、私が調べましたら金額的には何百万円か余裕を持っているというところもあるわけです。これは町長としてはどの程度蓄えを持っているという考えがあるのかこの点についてお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今資料を持っておりませんので具体的な蓄えの数字は申し上げられませんけれどもそれ相応にかなりの額は組合で色々ありますけれども大きく持っている組合もあるしそれほど持っていない組合もあるということあります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それぞれ指定管理者が決められているわけですがその任命というのはどのような形になっているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 指定管理は指定管理制度、法に基づく指定管理で議会の同意を求めてその地域管理組合にお願いをしているということで任命ということではなくお願いをしているということです。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 434戸から365戸とかなりの減数があると思いますが、具体的にはこのことについてどういう面で現れてくるのか、水道事業の経営分析という形に現れてくると思うのですがこれらについてはどのように理解をされているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 個々に11ほどあるわけでありますから一概には言えないと思いますけれども非常に厳しい状況になってきつつあるということを申し上げておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 2番目に入りますが、30年以上を経過しているその中で52年、53年、54年、これらについては57年が30年ですからそれ以上に経過をしているということです。そして、清水地区等については37年の設置です。そういう中で非常に経過をしているのが合わせて4つあるわけです。そういうことが現実にあるのですが町としても将来的に特に場所的には吉野・班渓高台等については町の浄水場という発言あったのですが場所は今いわれた吉野・班渓・班渓高台ということなのでしょうか。これについては具体的に進んでいるのではないかと思いますがこれについて今一度お聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 1番古いものでは昭和37年の清水地区というのがあります。これについては平成4年に改修をしております。また吉野については昭和52年でありますけれども平成12年に改修をしております。班渓高台ですが昭和53年でありますけれども平成4年に改修をしております。班渓地区の下の方でありますけれども昭和54年の建設でありますけれども平成11年に改修をしております。恩根内地域の簡易水道については58年の建設でありますけれども平成12年に改修をしているということでございますので、それぞれ改修が必要なものについては改修をしてきているということでありましてご理解をいただいておかなければならぬと思っております。

その他、先程申し上げました道営事業で進めようとしている町の上水の給水区域に入れていきたいという部分については吉野・班渓・班渓高台・紋穂内この地域を考えて今計画を進めているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 結局今44キロの距離を管が走っているということで、これらが将来的には増えることになるのか、将来的なことを今説明をいただいたのですがどのような計画があるのかお聞きをしたのですが現状の44キロという管のキロ数について多くなるのか少なくなるのかについてはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 細かいところまでは担当の方にはデータとしてはあるのでしょうかけれども私の方としては押さえておりません。基本的には住民が住んでおられて必要な部分については今使てる管路等についてはそれを利用しながらやっていくということだろうと思っております。水源等については変わることです。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 現在の11施設の中では湧き水が2つと地下水が2つとそれから表流水が6ということですが、それぞれ地域事情はあると思いますがこれらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） どのような考え方といいますか、その通りであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 例えば水の事情が箇所によってあると思うのですが、言葉が足りなくて申し訳なかったのですが、表流水があったり地下水があったり湧水が形の上になっているわけですがこれらは現状の中では課題がないと思っているのですがそれぞれ場所的なことなのかどうか、せっかく一般質問でありますのでこの状況をどう分析されておられるのか。例えば湧水が枯渇しているとか、地下水が枯渇しているとか、そういう状況が出てきているのかどうかということをお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 基本的に枯渇するとかということはないと思っています。ただ、道営とかに切り替えていくというのは管理上戸数が減るとか人が減るとかもろもろのことですそういう切り替えをすると、水源の部分では大きな問題点はないのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 現状の中で湧水であろうが地下水であろうが表流水であろうが変わっていないということですか。再確認でお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 基本的にその通りであります。

- 議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。
- 7番（諸岡 勇君） 水問題については大変シビアでありますし、経営分析等についてもそれぞれ出されているわけですからそれについては良いのですが、湧水または地下水または表流水それぞれの差がないといいますか、良好な水質であると理解をしていると解釈してよいということですか。どこにも課題はないということを言われているのでしょうか。
- 議長（倉兼政彦君） 町長。
- 町長（山口信夫君） 逆に問題があつては困ると思っております。
- 議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。
- 7番（諸岡 勇君） それから、水の処理方法も湧水なり地下水、表流水ということもあるでしょうが、水の処理方法ですが緩速ろ過や急速ろ過、浄水を分水しているとか滅菌処理というようなことでこれも水処理についても4カ所あるわけです。その中でも今急速ろ過のところの紋穂内・班渓、または滅菌処理の吉野については将来的には町の計画の中に入ってくるのだと思うのですがこれらの処理方法等についてはそれぞれ地域の方との相談等で処理をされていくわけですがこれらについてはどのような考え方のかお聞きをいたします。
- 議長（倉兼政彦君） 町長。
- 町長（山口信夫君） 当時導入したときのそれぞれの浄水方法といいますか急速ろ過であるとか塩素注入であるとか浄水であればそのまま塩素を入れたりと、色々あるわけですけれどもそれはそれでその通りやっているわけで特別問題があるとは押さえておりません。
- 議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。
- 7番（諸岡 勇君） それらの中で塩素等についての入れ方等についても色々方法があるのかと思いますが、これらについても水処理の方法等によって塩素の使い方等の課題というかそれらのことについては差というのはあるのかどうかについてはどうでしょうか。
- 議長（倉兼政彦君） 町長。
- 町長（山口信夫君） 課題は聞いておりませんので、ないと承知しております。
- 議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。
- 7番（諸岡 勇君） これらについて水処理方法等についても課題がなければ、これまた4種類というのが不思議でならないのですが別な方法ということに考えないでこのまま今後も進めていくということなのでしょうか。
- 議長（倉兼政彦君） 町長。
- 町長（山口信夫君） これは設置したときのそれぞれの方式でありますのでそれを変えることにはなりません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それぞれ地域の中で頑張っておられましてそういう方式をとる方がベターだと解釈をした中でのこういう方式だということで理解をさせていただきます。続いて、有収率という部分について今年の課題といいますが審査の結果等についてこれから定例会の中でも議論はされるわけですが、監査委員のまとめの中で有収率の減少が大きくなっていると、これは水道事業の関係ですけれども年々大きくなつてそしてまた漏水等の対策等も含めて対応が必要であるというような今年の審査のまとめであります。町長に提出された監査委員の内容等なのですがこのまとめについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 監査委員からの報告でありますからそのまま受けとっているわけでございます。特に、漏水等の部分について少し出るものですから年度を分けながらすでにやっているものもありますけれども本年度も漏水調査等々をやりながら有収率が上がるよう努めをしていくということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 簡易水道の経営分析についても触れたいのですが、全道平均も110の事業所の中の平均値、負荷率と施設利用率、これらについては美深町はパーセントで下がっているということ、それから施設利用率の2点については全道平均から下がっているという分析がされているわけですが、これは町長も認識をされていると思うのですがこれらについてどのような考え方をお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 年度によって若干の数値の動きがあるだろうと思っておりますけれども、それぞれ簡易水道も含めてそう大きな問題点になるようなことについてはないと思っています。従って、おおむね良好に水の使用という部分については進んでいただいているのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 簡易水道の経営分析等についてはそういうことです、水道事業については有収率が昨年度からみると6.54%減少しています。これらについてはどのように捉えておられるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 有収率が落ちるということは漏水含めて色々課題があるのだと思っておりますけれども、主な原因については漏水のことがあるので、従って、そういうこ

との対策をとっておりますのでご理解をいただきたいと思います。ただ、漏水はありますけれども大きく問題になっているという部分については経営全体の中ではないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それから、供給単価というものは0.99円、金額で1円もないのですがその増加がみられると、それから給水原価については結局12.11円下がっていると結論が出ているのですがこれらについてはどのような考え方でおられるのかお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 諸岡君に申し上げますが、事業関係の会計については決算審査がございますのでその辺も考慮しながら質問をしてください。

町長。

○町長（山口信夫君） 数字は色々あるわけですが若干微妙に毎年変わるわけありますけれども、どれも問題ないと理解しておりますので議員におかれてもご理解をお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） もちろん今回については決算審査が開かれるわけでありますからその中でも質問をしていきたいと思いますが、とりあえず気になる数字等で今回は水だけに絞ったものですから多方面にわたっていったのかもしれませんけれども、当然監査委員のまとめ等については目を通されていると思いまして質問をしているところであります。それから、今町長が4つの箇所等について、また紋穂内を入れると5つでしょうか、そういったことが将来的にみて大きな計画の中で整備計画が考えられていくということになっていくわけですが、これらについて結果的に対象者・組合員含めて負担等についてはどのようになっていくのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 簡易水道の事業ではなくて浄水の事業でありますから道営の補助をいただきながら町の責任の中で対処していくということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そうすると、もうすでに町長が言われるのですからこの計画等については道に上っていると理解してよろしいわけですか。いつの時点からこの計画が練られてこれが提出されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 町営でありませんので、道営事業でありますので道営事業に採択

になるようにお願いをして長年やってきた事業でやっと採択をいただいてそういう方向で今走っているということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 採択を受けているのであればもう公表してもよいのではないでしょうか。今まで具体的な年度等について4つの統合が町の浄水場と絡めて行なうということになればそろそろ町民に対しても計画等については知らせるべきではないのかと、総合計画は10年でありますからその前段の中でやられるとお聞きをしていたのですが、これらの具体的な年度がわかっているのであれば公表するべきではないでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 道営事業であります、この水道事業を道営事業としてなんとかお願いをしたいということで地区の採択を受けた段階であります中身の細かな計画の詰めの部分はこれからでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それでは、なるべく決定の段階に早期に知らせていただきたいと思います。今4つの簡易水道等については解決しそうでありますが残りの簡易水道等についての区域統合の効率的な部分の整備計画というものは考えておられるのかについてはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 色々検討はしなければならないと思いますけれども具体的に今改修計画等々は持ち合わせているわけではございません。具体的に課題が出てきているとはまだ押さえておりません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 現在は課題がないということで、統合の計画はない、という理解でよろしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 課題はないとは申し上げておりませんけれども、先ほど言いましたように農家の数であるとかそういう戸数が減っているわけですから課題はあると思っています。ただ、今の段階で具体的にそれをどうするというところまで整理がついていないということで具体的な検討に入る段階にはなっていないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 地域からは苦情は上がっていないということで理解をしてよろしいですか。結局、心配をしている清水地区等については当初18件ぐらいあったのが3件

になっている事情があるわけです。これらについても表流水でゆっくりしたる過方式でやつていて十分対応されていて課題はないと思うのですが、やはり3件等で処理をしていくということになると将来的にも心配ごとになっていくのではないかと思っていますが、これらについては先ほど清水地区等については平成4年でもう20年を経過して改修工事も清水地区等については20年を経過しております。これらについて私は課題として処理していかなければならない場所ではないかと思ったのですが町長としてはどう考えておられるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 色々な心配事があるだろうと思いますけれども、諸岡さんも心配されるようなことは分かるのですけれども今の所そこまで踏み込んだ検討の段階には入っていないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この質問で最後にします。先ほど費用負担等についてその事情によつては68%をみていると色々あるようですがこれは法の話になっていくのかと思っておりますが、これは具体的にはどういった条例を決めておられるのか伺います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 給水施設修繕費用負担要項なるものを作つてこの負担割合について決めているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私も色々調べてみたのですが、町の河川管理条例は平成12年3月に作られているのですが、それから河川の環境保全基金条例を平成3年に作られております。タイトルだけしかメモをしてきておりませんが、そういった中の関連するものが関係の中には入ってくるのかどうかについてはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今の段階で入ってくるということにはならないと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そうすると今の負担割等については別の条例で縛られていると解釈してよいと思うのですがこれはいつごろ作られた条例なのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） これの元になっている美深町給水施設設置条例が昭和54年3月に出来ておりますのでその当時できたものだと、負担割合等については要項で定めておりますのでその当時条例に基づいて要項を作ったものだと理解をしております。具体的な日

付等がいるのであれば担当が調べてきますのでそれからにしていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それについてはなるべく資料としていただきたいと思います。それからパソコン等を開いてみたら美深5線川の利益について一級河川なのですがこの内容はこれ以上開いていかないのです。分かったらお聞きをしたいのですが美深5線川等の具体的な内容これらについて、ほかのところは結構開かれるのですが、これについては開かれないと理由があるのかと思ったのですがどうなのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） それは土地改良区の関係ではありませんか。

町長。

○町長（山口信夫君） 今のご質問等については私の方ではわかりかねます。インターネットの事を言われていると思うのですがわかりかねます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） やはり議員の権利として30分しか与えられていないと、ましてや4回しか権利というのではないわけです。その中で最大限理事者の色々な考えを伺うものですから、そういう機会の中で十分答弁できるように私どもも勉強をしたいし、また理事者側もやってほしいと考えております。今回については十分理解を受けましたし、計画等についても5カ所等についてはその中身の中に入していくと理解をいたします。以上で、これらについても早急に議員側にすすめをいただきたいと思いまして今後もそういった点の車の両輪といわれるまちづくり等についてのことあります。特に、環境を守る部分でありますので今後とも真摯な答弁を要求して私からの質問を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 答弁はよろしいですか。

町長。

○町長（山口信夫君） 先程保留いたしました関係ですけれども、施設設置条例に基づく昭和54年当時ではないかと申し上げましたけれども、今調べてみると指定管理に出しているのですけれども指定管理の絡みがあるので平成14年に要項ができているということでございますのでご理解をいただきたいと思います。それと、答弁等について通告にないものもだいぶんいただいたのですけれども、できるだけ簡潔に一生懸命答弁をさせていただいたと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、7番 諸岡議員の質問をおわります。

次、3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） それでは教員住宅に関しまして教育長に質問をさせていただきます。

美深町の公営住宅に関してはたくさんあるわけですけれども、改修等が一巡しまして民間住宅の取り入れと色々な施策を今年講じたわけですけれども次の段階に移行しつつあるのかという感じがいたしております。その中にあって、教員住宅にあってもだいぶん整備も進んできておりますし、特に昨年今年と校長宅であるとか教頭宅についても順調に整備が進んできている状況にあるわけですけれども、美深に赴任してもらえる先生方にも安心して生活をしていただける環境が整いつつあるのかを感じております。その中で、現在美深小学校前に2階建ての教員住宅が残っているわけですがこの住宅に関しても中を見させていただきましたけれども必要な維持管理をされながら今日を迎えてる状況なのかと思っておりますけれども、何せ建築後約40年近く経過しているというとあちこちに支障が出ている状況であります。特にこれから美深町は冬を迎えるわけですけれども大変厳しいものがあるのではないかと思います。先生方もさまざまな工夫をして生活をしているわけでありますけれども特に冬に関しては多くの課題が出ているように感じます。先生方に美深に勤務となったときに住宅環境が厳しいという情報が共有してしまわれるような可能性は何とか避けなければならないのではないかと考えますとこれからも安心して美深町に赴任してもらえる、また美深町を選択してもらえるような住環境整備をして美深町の教員確保に色々な形で貢献できる部分ではないかと感じておりますのでその件に関して3件ほどの質問をさせていただきます。

まず1件目として、現在の美深町の2階建ての教員住宅に関して先ほども申しましたが冬期間の厳しい環境の中で住宅管理に課題があるのではないかと思いますけれども、その辺に対する教育長の考え方をお聞きいたします。

2件目として、住宅の整備維持を続けてきているわけですけれどもどのような状況になっているのか、この辺に関しても詳しい数字等はこれからですので状況等でもご回答いただければと思います。

3番目として、2階建ての住宅ということになろうかと思いますけれども今後の教員住宅の整備のあり方、どのような方向で考えておられるのか、この3点についてお尋ねするものであります。

以降に関しては自席の方で質問をさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、藤原議員の方から教員住宅の関係についてご質問をいただきました。今、冒頭お話しのあった通り本町に赴任していただく教職員にいかに住宅環境を良好な形でお迎えするかということで教育委員会としても日ごろから心配りをしてい

る状況でございます。総じて美深町の教員住宅は他の町村に比べると好評を得ているという状況でございまして、色々な課題はあるのでしょうかけれども総じてのお話でいけば非常にそういった部分では歓迎をされているということをまずご理解いただきたいと思います。教職員住宅は今40戸ほど管理をしておりますけれども、これらについては第5次総合計画の中でも一定の整備をしようという考え方で計画をしておりまして、それに基づきまして昨年今年と小中学校の校長先生、教頭先生の住宅の改修改築に取り組んでいるところでございます。ご質問の美深小学校前の2棟8戸の長屋の住宅ですけれども、先ほど言われた通り昭和49年、50年に建設ですから約40年に近い年数になっているということです。今お話しがありました寒さの厳しい美深町ですからその部分について課題はないのかというお話しでございます。今お話しした通り約40年ほど前の建物ですから当時の建物としてはよかったですのだと思うのですけれども今の住宅事情から見ますとやはり住宅性能と言われる部分では十分ではないのかという認識をもっています。特に、冬期間はやはり断熱等の問題もあるでしょうし、そういったことを中心に結露の問題ですとかそういったこともありますし、雪の問題は入っている入居者の先生方が共同で除雪等をやっているということもお見受けしております。ただ、やはり現状の美深町にあった住宅かどうかということを考えますとそういった部分での性能的なそれから雪処理的な部分でも一定の考慮をしなければならないと考えているところでございます。近年の整備状況ということでお話しを申し上げたいと思いますけれども、教員住宅については先生方も色々な話を聞かせていただきながら何が課題なのかということを踏まえながら管理をしている状況でございます。近年でいきますと、平成18年になるのですけれども風呂場関係でシャワーを含めて浴槽の入れ替えからシャワーの設置から実施をしておりまして、合わせて給湯器の整備等も実施しております。それから平成21年には玄関ドアの交換をしています。これはやはりだんだん建物が古くなってきてそこからの寒さの原因というのが大きかったものですから実施をしてきております。それから、今の床の改修ですか流し台の交換ですか屋根の塗装ですかそういった事業を進めてきております。平成23年昨年ですけれども地デジの対応もありましたし、それからやはり建物が煙突がついている建物なものですからその辺から色々な支障が出ているということで改修等を進めてきたということでございます。今後どのようにしていくのかという趣旨のご質問でありますけれども、現在の建物はブロック造です。それから約40年ほど経過しておりますこれをそのまま改修できるのかどうか考えますと非常にむずかしいと、それから煙突等の課題もありますとそういったことを考えますと、それから少しでも雪対策を考慮していくとやはり改築を進めていきたいという考え方をもっております。今、校長先生・教頭先生の住宅の改築を進めておりますがそ

れらの状況を見据えながら近い将来これらについては何らかの方法で建て替えを進めるような考え方で協議を進めていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 近い将来改築の方向で考えるという話だったので、改築計画があるとなると今いろいろな状況において課題等があるものをここで言う必要が逆になくなってしまうわけなのですが、近い将来ということでおそらく今教頭住宅が改修中なのでその後に計画が出てくるのだろうと思うわけですけれども、今改修をする予定を考えているということでありますので個別については今たくさんある問題があるのですけれども控えようと思うのですが、整備計画等、個別整備は続けていかなければならない部分があるのかと、その辺でいきますと改修計画がいつどうなるかによって計画もこれはやる、これに関しては先生方に我慢をしてもらう、というようなことが明確になってくるのではないかと思います。今までですとだめだといえばすぐ改修等の対策を取っていたのかもしれませんけれども、具体的に改修時期というものが色々な意味で重要になってくるのかという気がいたします。その際、どういった住宅が良いのかということがまた検討材料になると思いますけれども、現状の話で申し上げますと今2階建てになっていて下がワンルームで上が畳の部屋という形になっているのですけれども実際冬場は2階は使用することができないという状況が発生しているので今の形というのは多分選択肢には上らないという気がいたしまし、風呂場に関しても風呂等の整備はされたけれども戸が閉まらない状況になっていて湿気対策等がなかなか大変だというお話をうかがっておりますので、なるべく近い将来とはいえ早急に計画等を示してあげられる段階になればと思いますけれども、近い将来ですから今どの辺の近い将来なのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 例えば来年としても、今戸が閉まらないということであればすぐに改善をしていかなければならない問題です。住んでいてやはり支障が出るものについては早急な改善というのは日常的にやらせていただいております。そういうことをまずご理解いただきたいと思いますし、近い将来ということでお話しを申し上げますと、総合計画のひとつの考え方としては来年度から美深中学校の改修工事が25年26年という考え方をしております。その期間というのがやはり財源的な問題が大きいでしょうからそれが過ぎれば今質問のありました2棟8戸については今校長先生・教頭先生の住宅の改修が終わりますと一番課題が大きいのはその2棟8戸ですからそれについて具体的に取り掛かれるような準備を進めていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） ということであれば、将来的に2棟8戸の話を出させていただいたのですけれども、中学校の方に関しては職員住宅というのは存在しない状況になっています。校長、教頭宅は別にして、小学校の前だから小学校のというのではなくて、教育関係全体の教員住宅という形で整備をしていくのが小学校の前という形になろうかと思うのですが、戸数に関しては全体との絡みの中で8戸程度が今必要なのかと感じているわけですし、現状としては大方単身者がやはり多いような住宅になるのでその辺は既存の家庭で何人かの家族が入る住宅とは少しちがった形になるのかと思いますけれども、その辺に関しては単身とかに特化したような住宅としてあの場所で整備をする計画になるのかという感じがしますけれどもそれに関してはどうなのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 教員住宅ですけれども今ご質問の2棟8戸、これの整備が進みますとだいたいの住宅が一通りの整備を現時点ですが終える状況になろうかと思います。それで、今回の総合計画の中でも向こう10年間の中での実質的な住宅の対応としては2棟8戸、これを中心に考えておりまして、それ以外については維持補修ですかそういったことを基本にやっていくという考え方をしております。今どういう住宅をどういうふうに考えるのかというご質問ですけれども、ここ2年ほどで小学校・中学校の先生方のクラスの動向というのがだいたい落ち着きます。そうすると一定の先生方の数というのが落ち着いてくると考えています。その中で本町は比較的家族持ちで来られる方が多いというのが現実としてあります。ただ、先生が休まれたりということで単身の先生が来られることもありますし、新採用で来られることもあります。色々なことを検討しながらどういったタイプの住宅がよいのかどういった形が良いのかというのはこれから検討課題だと思っています。そういうことを踏まえながら将来の改修に向けたことを検討していくたいと考えております。現時点でこうだという形でお示しする状況にはございません。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） これまでの教育委員会だけではなくて町の整備状況をみると先生方においても一定の住宅環境の周りに対して済んだものが手をかけていくということは必要な部分でありますけれども、やはり冬の事情だとかを考慮した場合には例えば車を置くスペースの確保だとかその辺も当然考慮し、安心して赴任してもらって業務に専念してもらえるような住宅整備になっていくのではないかと期待をするわけでありますけれども、教育長からは先ほどいったように前向きな回答をいただきましたのでそのことに関しては今後の計画の中で色々私たちの意見を言える機会がありましたらその時にまた意見を出さ

せていただこうかと思っておりますけれども、その時期が遠くない将来ということなので期待をしていきたいと思います。美深町は今年はこんなに暑くて雪が降るのも先に伸びてくれればよいのですけれどもおそらく普通どおりに降ると思いますので冬の対策というものを考えた住宅で今までやってきたものをさらに延長するような形で整備をしていただければと思いますのでその辺に関してさらに教育長の方から将来の住宅のあり方について最後一言いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今、お話しあった通り、やはり冒頭もお話申し上げましたけれども先生方が美深の住宅はあれではなと、いうのではやはり困ると思っております。美深の住宅は良いのだと、先生方からは総じてそういう意見を持っていただいておりますから、そのことをしっかりと継続してまいりたいと思っております。これまでの戸建ての住宅等も駐車スペースなども十分に考慮しながら進んできておりますので、できる限りそういったことも十分考慮しながら近い将来何らかの形で考え方をお示しできる機会があればなと思っております。その節は、色々な部分でご意見・ご指導をいただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 前向きなご回答をいただきましたので私の質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、3番 藤原君の一般質問を終わります。

只今から暫時休憩に入ります。

再開は13時20分といたします。

休憩 午後 12時20分

再開 午後 1時20分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎ 日程第6 議案第41号

○議長（倉兼政彦君） 日程第6 議案第41号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第41号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。

現在、大通南2丁目におきまして建設中のこの施設は老人憩いの家の老朽化の解消と第2町内会コミセンの利便性の改善そして町中の新たな賑わいづくりを目指し高齢者の利用や活動に加え、地域住民の多彩な活動の舞台としての活動拠点を創設するため整備を進めているところであります。この条例は施設の供用開始にあたり設置と管理に関し必要な事項をとられるものであります地方自治法の規定に基づいて制定しようとするものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の制定について。ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

条例の説明に入ります前に若干施設の名称についてご説明を申し上げますけれども、これまで仮称として高齢者等活動センターという仮称をもって事業を進めてまいりました。この施設の名称につきましては公募によるということにしておりまして8月9日に募集をいたしましてさらに選考会を設置いたしまして決定をしてきたものでございます。この選考にあたっては施設の主たる利用団体となります第2町内会、老人団体の代表をえた選考委員会を設置したものでございまして町民34名から37件の応募がございましてこの中からほっとプラザ・スマイルという名称に決定したところでございます。

それでは条例についてご説明を申し上げたいと思います。

ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例、15条からなる条例を制定するものでございます。第1条は条例の目的を謳っております。第2条が施設の設置の目的に関する規定でございまして、地域住民の連携意識を高め、コミュニティ活動および高齢者の生きがいづくりを推進するとともに健康で文化的な地域社会の発展に寄与するため設置をするという謳いでございます。第3条が名称及び設置に関する規定でございまして、名称がほっとプラザ・スマイル、第2号としまして1、美深町字大通南2丁目12番地とするものでございます。第4条が管理運営に関する規定でございますけれども、これは自治法に基づきまして指定管理者に行わせることができるということを謳うものでございま

す。次に第5条が開館時間及び休館日の規定でございますけれども、これにつきましては規則で定めようとするものでございます。第6条が許可及び制限に関する規定でござりますけれども、この施設を使用するものについては許可を受けなければならない、さらに許可を受けたものであってもその条件を変更し取り消すことができるという規定でございます。2ページをお開きいただきたいと思います。この許可条件について4号にわたって謳ってございまして、これらに違反した場合については使用条件を変更あるいは取り消すことができるという規定でございます。第3項がこの施設の一部を自治会またはその他の公共的団体等に占用して利用させることができるという規定でございまして、具体的には規則で定めようとするものでございますけれども第2町内会、それには老人団体を占用して使うことができるということで一部の部屋を占用して使うことができるという規定を謳うものでございます。第7条が特別の設備及び行為の制限でございまして、この施設に特別に設備をする場合には許可が必要であると、さらには売店・行商あるいは広告宣伝、こういったものをする場合についても許可がいるというものを謳うものでございます。第8条が使用料に関する規定でございまして、使用料につきましては別表で定めるものとしておりまして後ほどご説明を申し上げたいと思います。第2項・第3項につきましては使用料に関する規定でございますけれども、第2項につきましては占用団体で先ほど第6条第3項で規定する自治会さらには公共的団体で具体的には第2町内会・老人団体をさしますけれどもこの団体の施設については無料とするという規定でございます。第3項につきましては一部さらには全部の免除をするという規定を設けるものでございます。9条が使用料の還付に関する規定、10条が使用者の義務に関する規定、第11条が損害賠償に関する規定でこれにつきましては公共施設の管理条例について一般的な事項を定めるものでございます。第12条が指定管理者が行う業務の範囲を定めるものでございまして、この施設を指定管理者により管理をする場合についてはどういった業務を範囲とするのかという規定でございまして第1号から第3号にわたって記載しております。2ページ3ページに記載しております。施設の管理運営業務に関する事項、施設の使用許可事務に関する事項、さらには施設・敷地・駐車場等の維持管理に関する事項、これらを指定管理者の業務の範囲とするものでございます。次、第13条が利用料金に関する規定でございます。これは14条で使用料を利用料金として読み替えるという規定を設けていますけれども指定管理者に管理を行わせる場合、使用料については利用料金という形で指定管理者の収入として収受できるという規定でございましてこれらの収受に対しての規定を4項にわたって規定するものでございます。第14条が準用規定でございまして、指定管理者に管理を行わせる場合の読み替え規定でございまして、この条例において町長と記載がある場合には指定管

理者さらには使用料とある部分については利用料金と読み替えて規定するという読み替え規定でございます。次に第15条が委任に関する規定でございまして、これらの施行に関し必要な事項については規則で定めるということでございます。次に附則でございますけれども、4項にわたって規定をするものでございますけれども、まず、施行期日でございますけれども平成25年4月1日から施行するというものでございますけれども、ただし、この施設を指定管理者に管理を行わせる場合については第12条及び第13条の規定につきましては25年の3月31日までに指定管理者の指定を行うことになりますのでこれらについては先に適用させるという規定でございます。次に、経過措置として施設に浴室がございますけれどもこの浴室の利用につきましては町内在住の65歳以上の高齢者に限るということで、当面の間ということで規定しておりますけれども浴室の利用について一定の規定を設けるものでございます。次に、第3項につきましては現在ございます老人憩いの家に関する条例につきまして、この条例の制定によりまして廃止をするものでございます。さらに、第4項につきましては公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正ということでございまして、美深町公共施設の暴力団排除に関する条例にこのほっとプラザ・スマイルの施設及び管理に関する条例を1号加えるという内容の改正でございます。次、4ページをお開きいただきたいと思います。別表としまして使用料に関して規定するものでございまして、ホールからルーム4まで10室ございます。これを有料で使用させるというものでございまして、それぞれ使用の単位としまして3時間以内を基本料金とし1時間超過することによって超過料金を定めるというものでございましてそれぞれ夏と冬の期間に分けまして使用料金を設定するものでございます。それぞれこの金額につきましては既存の公共施設あるいはコミセン等との整合性を図りながら金額を設定したものでございまして夏期間は5月から10月まで、冬期間はこれ以外の期間をいうものでございます。なお、夏期間においても一部冷房の施設がある部屋がございます。この部屋において夏期間であっても冷房を使う場合については冬期料金を適用するという規定も備考の中で謳ってございます。以上が使用料に関する規定でございますけれども、1番最後の第7条第2項で特別の設備のほかに行為の制限ということがございまして、その中で売店ですか行商ですか、営業・宣伝これらに類する目的で許可を受けた場合については使用料の加算について一定程度規定を設けるということでございまして、これらの営業にかかる部分で町内業者につきましては10割を加算し、町外業者については20割を加算するということでございましてこの備考の力につきましては第7条第2項の規定を受けて設定するものでございます。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから議案第41号に関し質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については総務住民常任委員会に付託したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本件については総務住民常任委員会に付託することに決定しました。

◎ 日程第7 議案第42号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第42号 美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

その前に、議場が暑いようですので議員方、事務方は上着を脱ぐことを許可いたしますので対処してください。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第42号 美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。

農業実習生の受け入れについては住み込み実習での受け入れが敬遠され、通いで実習が主となっておりますが、現在の実習生住宅は恩根内地区1戸と市街地の町有住宅1戸の計2戸であり、いずれも老朽化が進んでいるとともに受け入れについても実習生2人が限度となっており、さらなる受け入れのためには宿泊施設の確保が課題となっています。農業に魅力を抱く青年を農業者として育成、確保すること合わせて後継者の配偶者対策は喫緊の課題であり、これら課題に対処すべく不足する農業実習生及び農業研修生の宿舎の整備をはかり本町農業の振興を促すものであります。この条例は施設の供用開始に向けて設置と管理に必要な事項を定めるもので地方自治法の規定に基づいて制定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさ

せていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をいたします。議案書の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 42 号 美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例の制定について。
美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例。14 条からなる条例を制定しようとするものでございます。第 1 条が条例の目的を謳っております。第 2 条が施設の設置目的でございまして新規就農予定者及び農業実習生等を確保し、本町の農業振興を図るとともに地域振興を推進する事業を支援し地域の活性化に資するための設置をするものでございます。第 3 条が名称及び位置について規定するものでございまして、1 号が名称でございます。美深町農業研修生等宿舎でございます。第 2 号が位置でございまして美深町字敷島 279 番地 17 でございます。第 4 条は使用の資格ということでございまして、この施設を使用できるものを規定しております。第 1 号が農業実習生等ということでございまして、これは美深町農業後継者育成推進協議会が定めております農業実習生等受け入れ基準、この第 1 項に農業実習生とはということが規定しておりますのでこの農業実習生をこの条例に規定するものでございます。第 2 号が新規就農予定者でございます。これは美深町新規就農者等に関する条例でこの第 2 条第 1 項第 2 号に新規就農予定者を規定しております。この新規就農者の予定者を使用できるものとして謳うものでございます。

次に、第 3 号につきましては美深町の地域振興のための事業を実施する団体で町長が必要と認めるもの、美深町の地域振興あるいは色々なスポーツですとか文化ですとか色々な振興のために団体に対してここを使用できるよう謳うものでございます。第 4 号が町長が必要と認めるものということで、第 4 条につきましては使用の資格ということで 4 号にわたくって規定をするものでございます。第 5 条は使用の許可の手続きに関する条例でございます。第 6 条が使用の制限でございまして、公序良俗に反するものですとかあるいは施設なり備品が損傷する恐れがある場合、あるいは管理上どうしても認められるものについては一定程度制限を行うという規定を設けております。使用料につきまして第 7 条で規定しますけれども、これも別表で謳っております。8 ページの 1 番最後のところに別表第 7 条関係ということで規定しておりますけれども、宿泊施設ということで第 4 条第 1 号に規定するもの、これは先ほどご説明しました農業実習生等ということでございます。この使用にかかる分については無料とするものでございます。これ以外のものにつきましては 1 室 1 月 13,000 円の使用料という規定をするものでございます。なお、使用期間が 1 カ

月に満たない場合については日割計算をして算定をするということを備考に謳っております。次、7ページに戻っていただきまして第8条が使用料の減免、第9条が使用料の還付に関する規定、第10条が使用許可の取り消し、11条が損害賠償等の義務ということで公共施設の管理に関する一般的な条項を定めるものでございますけれども、使用許可の取り消しの中で使用料の滞納があった場合についても第2号で謳っています。3カ月以上滞納した事情がある場合はいきなり3カ月滞納したからというものではありませんけれども一定程度基準を設けるということで3カ月以上の滞納については使用許可の取り消しを行うということで設けているものでございます。

第12条が費用負担の義務ということで、使用料につきましては第7条で規定しておりますけれどもそれ以外にこの部屋の使用にかかる費用として電気・水道等の公共料金がございます。さらにはゴミ等の処理の費用、これらにかかる費用については実費負担とするものでございますし、さらに使用者の責任において一部を壊したりといった備品等の補修等が必要になった場合についてはそれにかかる費用についても負担していただくという規定でございます。第13条が施設の明け渡しに関する規定でございまして、これは使用が満了したり、あるいは取り消された時の手続きに関する規定を謳うものでございます。次に8ページでございますけれども第14条、これは委任事項でございまして条例の施行に関し必要なものについては規則で定めるということで別途規則を定めるとするものでございます。附則としまして、この条例の施行期日につきましては平成25年4月1日から施行するということでございます。第2項が公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正ということで、先ほどの条例と同様にこの条例に1号を加えましてこの美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例を加えるというものでございます。

以上、議案第42号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから議案第42号に関し質疑を行います。

10番 斎藤君。

○10番（斎藤和信君） 考え方をお聞きしたいのですけれども、前例のほっとプラザ・スマイルという設置条例の中において、この名称が美深町農業研修生等宿舎、このような堅い名称になったことがあるのですけれども、この名称を公募するような気はなかったのかその点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 名称の関係でございますけれども、条例制定時等においても名称について関係機関等で議論をした経緯もございます。基本的に先ほどのほっ

とプラザ・スマイルとは違いまして広く一般町民が利用する施設ではないということから特に通称宿舎という形で説明できるということもありまして現在のところ農業者ですとか農業関係団体からやはり愛称があった方がよいのではないかという意見等が出てくれば関係機関とも相談しながら検討していこうと考えているところでございまして、正式名称につきましては宿舎という形で定めますけれども愛称等については今後場合によっては相談しながら検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 議案第41号の条例の方には管理運営の条例が載っているのですが、第42号の方には載っていないということで載せるべきではないのかという気がしたのですが、載せなかった理由がどういうものなのか説明願いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 管理運営については当然町の施設ですので町で担当部局、農業振興センターになりますけれども管理することであえて載せていないということで判断しております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） それでいくと、41号も町の施設になるのではないかと思うのですけれども、それは町の宿舎として利用するのでしょうかけれども一応管理運営という部分も条例の中に一文あっても良いのではないかという気がしますので、その辺を今一度わかりやすく説明をお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） あくまでも宿舎の方は指定管理ですとか委託ですかそういったことは対象にならない施設で直営という形で考えておりまして42号については載せていないという見解です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 使用者が利用条項を満たしてずっと使用している場合はずっとここにいて使用を続けることができるということで理解してよろしいのでしょうか。期限はないのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） それぞれ使用する方、農業実習生につきましては農業後継者育成協議会の方で実習期間を定めます。例えば、耕種の畑の方に実習に入るとしたら、だいたい半年間になりますし、酪農でしたら基本的には1年間さらに最長2年間実

習可能という要項になっておりまして、現在のところ、原則最長2年間入られる形になるのかと思っているところでそれらに合わせて申請許可という形で対応していきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑がないようすで終了いたします。

お諮りいたします。本件については産業教育常任委員会に付託をしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本件については産業教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

◎ 日程第8 議案第43号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第43号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第43号 財産の無償貸付について提案説明を申し上げます。この財産は旧恩根内小学校の敷地と校舎でありまして平成21年10月から恩根内在住の工藤貢氏に無償貸与を行ってきましたがこの9月30日をもって貸付期間が満了となります。今後の利活用について協議をおこなってきたところ、引き続き工藤貢氏への貸付けを行い、目的である芸術活動の場や情報発信の場として施設を利活用し、地域住民とのかかわりを持ちながら地域の活性化と継続的な事業展開を進めていただくために建物と土地について無償貸付を取り進めてまいりたいと考えています。これら財産を無償貸付するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明いたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をいたします。議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号 財産の無償貸付について。

財産を無償で貸付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

1として貸付ける財産でございますけれども先ほど町長の提案説明がありましたとおり、旧恩根内小学校の校舎及びそれにかかる施設の貸付けでございました、これは平成21年の10月1日からこの9月30日まで3年間の貸付期間でございました。これの満了に伴う更新ということでございます。一部貸付ける建物、土地の面積を増やしての今回更新ということでございます。まず、(1)として建物でございます。この所在が美深町字恩根内25番地。構造が木造鉄筋コンクリート造。床面積が1,152.82平方メートルでございまして、現在の貸付面積につきましては1,079.74平方メートルで今回の更新に合わせまして73.08平方メートルの増とするものでございます。これは一部木造でございましてこの木造にかかる部分が118.8平方メートルでございまして残りが鉄筋コンクリート造りということでございますけれども、現在、体育館と体育館に直接入ることのできる玄関・トイレと玄関のすぐ隣に付随します一部教室がございましたけれどもこれにつきましては恩根内自治会の方で管理と使用をしていたということでございますけれどもこの玄関に付随する教室が恩根内自治会の方で使用しないと管理もしないということでございまして、従いましてこの部分についてもあわせて今回工藤氏に貸付けをするということでございます。次、(2)土地でございますけれども、所在が美深町字恩根内25番の内、これが3,370平方メートル、現在の貸付面積につきましては3,086平方メートルでございまして、この教室1つの貸付けにかかる面積増分で284平方メートルの面積が増えるということでございます。土地のもうひとつが美深町字恩根内27番1の内、640平方メートルでございます。次、2、貸付ける相手方が美深町字恩根内25番地、工藤貢氏でございます。3、貸付ける理由につきましては芸術活動の場や情報発信の場及び地域振興やまちづくりをすることを目的とし地域の活性化と継続的な事業展開するために無償で貸付けるものでございます。次に、4としまして、貸付期間でございますけれども平成24年10月1日から平成29年9月30日までの5年間とするものでございます。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第43号の説明を終わります。

◎ 日程第9 議案第44号及び議案第45号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第44号 平成24年度美深町一般会計補正

予算第6号及び議案第45号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第44号及び議案第45号で提出しています一般会計及び介護保険特別会計の補正について一括して提案説明を申し上げます。

議案第44号 平成24年度美深町一般会計補正予算第6号について、新たな事業を中心説明をいたします。最初に総務費ですが、まちづくり人材育成研修事業、これは昨年に引き続きの関係でありますけれどもこれらの開催にかかる経費の追加であります。さらに一般国道40号美深道路の完成にあたって開催される式典やイベントにかかる経費の追加であります。さらに光ファイバーにかかる経費ですが、路線変更や新築住宅への防災情報端末機の設置にかかる経費を追加いたします。

民生費でありますけれども、高齢者の安否確認など地域支え合い事業にかかる経費とほっとプラザ・スマイルの備品購入など供用開始に向けた経費を追加いたします。なお、この施設の外構工事につきましてはこれから発注するわけですけれども、冬期施工が困難となる工種、舗装等がありますけれども翌年度にまたがる継続費といたしますのでご理解を賜っておきたいと思います。

農林産業費でありますけれども、環境保全型農業に取り組む農業者が決定いたしました。これにかかる交付金を追加いたします。今年度、日本の山林への路網整備を進めておりますが、入札残など事業費を精査いたしまして路線の延長工事費を措置いたします。また、この用地を含む民有林があるわけですがこれを買収費として計上いたします。商工費では、地域商工業の活性化を図ることを目的として従前も実施したことがありますがプレミアム商品券の発行について商工会から要望を受けておりますのでこれにかかる経費を新たに補助するとともに補正するものであります。さらに、現在美深温泉の送迎用に使っている中型バスがありますけれども老朽化が進んでおりますのでこれを更新いたします。

土木費では、春先4月上旬の降雪に要した除排雪委託料についてこの冬に備えるため、追加をいたします。

教育費では、学校給食センターの建設、平成26年度着工に向けて考えております基本設計の委託料を追加いたします。

次に、歳入でありますが、各事業の実施にあたっては国・道・団体からの交付金などを充当するほか商店街活性化補助金については過疎債、ソフト事業でありますけれども借り入れを行いまして、なお、これに不足する財源部分につきましては普通地方交付税を充て

ることとしたいと考えております。

以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 7,905万1千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 46億3,869万7千円となるものでございます。

次に、議案第45号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては地域支え合い体制づくり事業の会計間調整、さらに配食サービスなど任意事業費の追加であります。さらに、平成23年度介護給付費などの実績確定に伴う精算でありますとして超過交付となっていることから交付金の返還金を追加するものであります。歳入につきましては、平成23年度介護給付費の確定に伴う支出基金交付金の追加分を補正するほか返戻金の財源として介護給付費準備基金からの繰り入れを行うものであります。これらによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 318万5千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 4億6,728万5千円となるものであります。

以上、一般会計及び介護保険特別会計の補正にかかる2議案につきまして提案説明いたします。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の補正予算書の説明をさせていただきます。

議案第44号 平成24年度美深町一般会計補正予算第6号。

平成24年度美深町一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 議案第45号についてご説明を申し上げますが別冊配布の議案書に基づきまして説明を申し上げます。

議案第45号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号。

平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第44号ならびに議案第45号の説明を終わります。

◎ 日程第10 認定第1号乃至認定第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 認定第1号 平成23年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成23年度美深町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 認定第1号から認定第7号でありますけれども平成23年度各会計の決算審査をお願いするにあたりまして今申し上げました認定1号から7号まで一括して説明申し上げます。

平成23年度は第5次総合計画のスタートの年であり、今年度に控える大型事業の計画準備の年と位置づけながらさまざまな施設を計画的に実施してまいりました。依然として厳しい経済情勢ではありますけれども総合計画に基づいて安心して暮らすことができる豊かで活力あるまちづくりに努めてきたところであります。各会計の決算状況について概略的に申し上げますが、まず一般会計におきましては大型の交付金事業が終了したため決算規模は前年と比較すると小さくなっていますが歳入決算額は48億7,709万4,604円、歳出決算額は45億2,375万2,879円となりました。従いまして、差引3億5,334万1,725円となりますが農業研修生等宿舎整備事業など繰越事業の財源として6,012万3,563円を措置いたしまして実質収支は2億9,321万8,162円となっております。このうち1億4,700万円を財政調整基金に編入し残る1億4,621万8,162円を翌年度の財源とし、繰越したところでございます。基金積立金残高は2億773万4,424円が増加いたしまして年度末残高は26億4,291万1,246円となりましたがこれは後年度の施設整備のために積み立てた公共施設整備基金の増加も大きな要因となっています。また、地方債残高につきましては23年度中に新たに3億5,636万6千円を借り入れましたが年度末現在高は償還によりまして1億5,669万8千円減少いたしております。従いまして、約45億7,734万3千円となっております。最後に財政指標について申し上げます。経常収支比率・公債費負担比率・単年度実質公債比率が前年度数値から上昇しているわけですが、つまり財政運営に弾力性が前年度と比べて若干弱まっていると見えるわけですが、この要因は算定上用いられる交付税や交付金など一般財源の大きな変動が影響しているものであります。しかし、引き続き健全財政の運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、認定第2号 平成23年度国民健康保険特別会計決算につきましては加入被保険者数が引き続き減少傾向であり前年と比較して3%の減少、国保税についても0.7%の

減少となりました。保険給付費につきましては、前年度と比較して1%減少しております。これによりまして歳入総額7億9,287万8,396円、歳出総額7億7,837万3,796円でありますし、差引1,450万4,600円の黒字となりまして、このうち800万円を基金に繰り入れし、残りの650万4,600円を翌年度へ繰り越しをしたところであります。国保財政調整基金の年度末残高は7,607万6,539円となるものでございます。

次に、認定第3号 平成23年度後期高齢者医療保険特別会計決算につきましては歳入総額6,123万8,926円、歳出総額6,119万9,826円、差引39,100円を翌年度に繰り越しますがこれは平成24年度会計において保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するための財源となるものであります。

次に、認定第4号 平成23年度介護保険特別会計決算について申し上げます。介護サービス受給者にかかる保険給付費は前年度とほぼ同額となりましたが国・道から交付される介護給付負担金など概算払いの減少に対応するため介護給付費準備基金からの繰り入れを行った結果、歳入歳出それぞれの総額は4億2,912万1,987円となったところであります。

次に、認定第5号 平成23年度簡易水道事業特別会計決算につきましては水道使用量が前年度と比較して0.2%の減少でほぼ同額となっています。決算額は歳入歳出とともに4,358万735円となっておりますが、水道使用量など需用収入を充ててもなお不足する財源につきましては一般会計繰入金で措置しているため歳入歳出差し引きゼロの決算となるものでございます。

次、認定第6号 平成23年度下水道事業特別会計決算につきましては引き続き公共水道事業と個別排水処理事業を実施してまいりました。今年度は公共下水道事業の認可変更の申請を行い、区域の拡張や事業期間の延伸などの許可を受けたところであります。決算額は歳入歳出とともに2億2,891万9,143円となります。これは歳入の不足額を一般会計から繰り入れしているため歳入歳出差し引きゼロの決算となるものでございます。

最後に、認定第7号 平成23年度美深町水道事業会計決算の概要について申し上げます。住民の快適な生活に直結している水道事業につきましては常に清浄で安全な水を安定的に供給するために水量の確保と水源の保全に留意しながら事業の経営高率化に努めてまいりました。建設改良工事につきましては計量法に基づく量水器取換工事と美深道路の工事に伴う漏水管及び水道管の移設工事を実施しております。財政面では収益的収支で1,441万9,455円の純利益が生じ、年度末利益剰余金は1億1,195万4,699円となつた次第であります。また、資本的収支につきましては2,525万4,939円の不足が生

じましたが内部留保資金などをもって補てん措置をいたしました。この結果、翌年度繰越現金は2億7,358万4,516円となった次第であります。

以上が、平成23年度一般会計・特別会計および水道事業会計の決算概要についてであります。

よろしくご審議いただき認定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については議長及び8番林君を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本件については9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることと決定をいたしました。

お諮りいたします。只今、設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については委員会条例第6条第1項の規定により議席番号1番小口君から議席番号7番諸岡君及び議席番号9番岩崎君ならびに議席番号10番斎藤君の9名を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は小口君、藤守君、藤原君、南君、中野君、山本君、諸岡君、岩崎君、斎藤君の9人と決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。再開は15時といたします。

この間に議長から委員会条例第8条の規定により決算審査特別委員会を招集いたします。正副委員長の互選ならびに決算審査の日程について決定をお願いいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 3時00分

○議長（倉兼政彦君） 休憩をとき会議を再開いたします。

諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選ならびに決算審査の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に諸岡委員、副委員長に岩崎委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は9月24日、25日の2日間と決定しました。
以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第11 報告第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 報告第6号を議題といたします。

総務住民常任委員会ならびに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過と結果について報告をいただきます。

総務住民常任委員長、4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会から所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会は下記の事件について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は観光行政の現状と課題、調査方法は聞き取り調査及び現地調査、調査日は平成24年8月3日であります。調査内容につきましては、①観光施設の整備状況、②観光入込客の現状と対策、③観光マネジメント事業の実施状況、④きたいっしょ推進協議会の活動状況であります。調査内容の詳細につきましてはお目通し願いたいと思います。

調査のまとめについて朗読し報告に変えます。

観光施設の整備状況については、美深観光の拠点と位置付けられる森林公園美深アイランドは林業保養センターが昭和55年建設で32年が経年しており、これまで大小の補修改修を重ねて入込客増につなげてきたところでありますが抜本的な施設の改修が必要な時期にきている。特に、森林公園内の遊具施設も補修改修の必要なものが多く、特にターフゲレンデはコース（人工芝）の損耗が激しい。キャンプ場周辺施設の環境整備及び未利用施設の整備等も早急な対策が必要である。利用者に対する安全対策にも配慮すべきである。また、管理状況においてオートキャンプ場の長期滞在者の中に規則に反する行為も見受けられることから指定管理者には規則遵守の徹底を利用者へ説明責任を果たしてほしい。さらに、パークゴルフ場に一部軟弱地があり改善が必要。全体に整備修繕が必要である。

道の駅は平成22年度までは黒字で経過してきたが23年度は初めて赤字となっており、新たな商品開発に期待するとともに利用客増につながる運営体制に期待する。そのうえで施設のリフォームなどの検討が必要と思われる。

仁宇布地区の観光施設整備については費用対効果の面からも一定の実績があり、地元住民の活動により多方面に情報発信をしていることから年々入込客が増加しており一貫性のある施設整備を今後とも行っていくことが必要。松山湿原、トロッコ王国など仁宇布地区としてのトータル的な観光開発を模索すべきである。

観光マネジメント事業については観光協会の運営体制の強化により近年積極的な展開をみせているが行政と観光協会の住み分け、立ち位置の明確化が求められている。今後は観光マネジメントを観光協会を主体に位置付けていきたいとした担当部局からの考え方も示されたことから、観光協会の人員増なども含めた人材育成、各種資格者の採用等、より一層の体制整備を早急に進めるべきである。一方で、町の財政を勘案した中では観光協会自体の自主財源創出に向けた事業展開も必要な時期に来ていると考える。

きたいっしょ推進協議会の活動状況については、これまで定住に至った事例もあったものの、近年停滞気味であったが平成22年度より道の補助事業である、元気つけに北でしょうプロジェクト、に取り組み、3町村の連携の中で観光振興や地域の情報発信活動に取り組んでいる。平成24年においては観光プログラムを具体化した事業展開も図っているところである。

結びに、わが町における観光行政はこれまで大自然をありのままにPRし、ありのままの良さに甘んじてきた感がある。しかしながら、まちづくりの一環としては積極的な仕掛けづくりが必要な時代に入り、観光協会、商工会、農協、行政の連携強化をさらに図り、観光事業をまちづくりの主役のひとつとして醸成させるべきである。そのためには観光行政にも数値目標の設定をして成果の具現化を図るべきである。

以上、報告とします。

○議長（倉兼政彦君）　只今の委員長報告に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）　質疑なしと認めます。

それでは次、産業教育常任委員長。

7番　諸岡君。

○7番（諸岡　勇君）　産業教育常任委員会の所管事務調査について報告いたします。

所管調査の事項については農業振興対策における現状と課題ということで、調査内容の第1はハウス野菜振興補助事業の今日までの経過と実績及び今後の課題。第2は農業用廃プラスチックの処理状況の現状と課題であります。

調査の目的については1、農業振興対策における現状の課題について、平成22年から24年までの現制度でハウス野菜及び高収益作物の振興を図り、農業所得の確保、農家経

済の安定を目指すことを目的としたハウス野菜等振興補助事業を調査するものであります。

2の目的ですが農業用廃プラスチックの適正処理の現状と課題について、農業者の自主的な回収の状況、農村環境の保全と資源の有効活用が図られているか調査するものであります。

調査結果、それから質疑の主なもの、それぞれの現状と課題等については一読をいただきたいと思いまして調査のまとめに入らせていただきます。

1のハウス野菜振興補助事業の今日までの経過と実績及び今後の課題。高収益野菜についてハウス等が必要だったが離農者も増加し耕作面積が増加すれば従来の作物生産体制に変わる。野菜振興補助金のあり方はハウスだけにとどまらない。ハウスの整備は頭打ちの状況を考えると今後は種子・苗の助成が必要だが、生産者・営農集団・JAの評価なり要望が出て、継続等については見極めていく必要がある。JAの振興計画に沿って美深町の農業振興計画とリンクし合わせて補助すべきである。ハウス事業は当初は下川とのJA合併で小面積農家の生きる道との方針で高収益農作物の取り組みを奨励し、それが広がり合併によってハウス事業の効果はあったことは評価できる。美深はどちらかというと土地利用型になってくる。農業所得の確保、農家経済の振興の安定を目指すため、補助事業継続について調査が必要である。

2、農業廃プラの処理状況。農業廃プラの処理については多額の費用がかかり、農家だけでは処理しきれない状況で、3者、JA・町・生産者が3分の1の負担割合が妥当である。環境問題をしっかりさせるのであれば、課題はあるが販売するときにリサイクル料を取っていけば100%近い回収も見込まれると思われる。また、ノーポリをリサイクルしてペレット化することも一つの方策であると考える。この事業をする以前は町の埋立処分場へ搬送していたが廃棄物処理の趣旨から他町に習い、これを改善し、補助を受けて処理をしている。農業も事業であるから事業から出た産業廃棄物は自ら進んで回収処理すべきであり、農村環境の保全と資源の有効活用が一層図られるべきである。クリーン農業を推進する上からもこの事業の継続が必要であると考える。

以上で報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎ 日程第12 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 休会日の決定を議題といたします。

明日21日から26日までは議案審査ならびに決算審査特別委員会のため休会にしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、21日から26日までは休会いたします。

以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 3時11分

平成 24 年第 3 回定例会
美深町議会会議録

第 2 号 (平成 24 年 9 月 27 日)

◎議事日程 (第 2 号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第 1 号 (平成 23 年度美深町一般会計決算の認定について)
- 第 3 認定第 2 号 (平成 23 年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について)
- 第 4 認定第 3 号 (平成 23 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について)
- 第 5 認定第 4 号 (平成 23 年度美深町介護保険特別会計決算の認定について)
- 第 6 認定第 5 号 (平成 23 年度美深町簡易水道事業特別会計決算の認定について)
- 第 7 認定第 6 号 (平成 23 年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について)
- 第 8 認定第 7 号 (平成 23 年度美深町水道事業会計決算の認定について)
- 第 9 議案第 41 号 (ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の制定について)
- 第 10 議案第 42 号 (美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例の制定について)
- 第 11 議案第 43 号 (財産の無償貸付について)
- 第 12 議案第 44 号 (平成 24 年度美深町一般会計補正予算(第 6 号))
- 第 13 議案第 45 号 (平成 24 年度美深町介護保険特別会計補正予算(第 1 号))
- 第 14 議案第 46 号 (財産の取得について)
- 第 15 同意第 1 号 (教育委員会委員の任命について)
- 第 16 質問第 1 号 (人権擁護委員候補者の推薦について)
- 第 17 質問第 2 号 (人権擁護委員候補者の推薦について)
- 第 18 報告第 7 号 (学校給食調査特別委員会中間報告)
- 第 19 議員派遣の件
- 第 20 承認第 3 号 (閉会中の所管事務調査の申し出)

◎出席議員 (10 名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 小 口 英 治 君 | 2 番 藤 守 千代子 君 |
| 3 番 藤 原 芳 幸 君 | 4 番 南 和 博 君 |

5番 中野 勇治君	7番 諸岡 勇君
8番 林 寿一君	9番 岩崎 泰好君
10番 齊藤 和信君	11番 倉兼政彦君

◎欠席議員（1名）

6番 山本 進君

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 瓜田晃君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 長岐和彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 玉置一広君
生活環境グループ主幹 望月清貴君	保健福祉グループ主幹 山崎義典君
税務グループ主幹 羽野保則君	農業グループ主幹 草野孝治君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 吉田克彦君	教育グループ主幹 後藤裕幸君
教育グループ主幹 荒木久恵君	幼児センター長 清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君 事務局長 木戸一博君

◎監査委員

代表監査委員 岡崎三郎君 事務局長 長谷川 浩君

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君 事務局副本幹 中村 稔君

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は10名です。山本進君から欠席の申し出がありますのでこれを受理しております。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行なわせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

9月21日に開かれた総務住民常任委員会では付託事件の議案第41号の審査、同日産業教育常任委員会も開かれ、付託事件の議案第42号について審査をそれぞれ終了し、各委員会から報告書が議長あてに提出されており、本日の会議に付議しております。また、決算審査特別委員会が休会中の24日、25日の2日間の日程で開かれ付託事件の審査を終了し、委員会報告書が議長あてに提出されており本日の会議に付議しております。

次に、閉会中に議長に提出された書類について申し上げます。

代表監査委員から9月実施の例月出納検査報告書の1件です。

次に、追加議案について申し上げます。

町側から財産の取得1件、同意1件、諮問2件の合計4件です。議会側から報告1件、議員派遣の件1件、承認案件1件の合計3件です。

以上で諸般の報告をおわります。

○議長（倉兼政彦君） 日程第2乃至日程第8 認定第1号 平成23年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成23年度美深町水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本件、認定第1号乃至認定第7号は決算審査特別委員会に付託をしておりましたが委員長から審査の終了の旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過ならびに結果について一括して報告をお願いいたします。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 認定第1号乃至認定第7号について決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

平成24年第3回定例会において本特別委員会に付託されました認定第1号 平成23年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成23年度美深町水道事業会計決算の認定については去る9月24日、25日の日程で町側から提出されました各会計決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書ならびに決算説明書、主要施策評価調書、監査委員意見書等に基づき、理事者ならびに職員により説明を受け審査をおこないました。審査の経過などにつきましては議長ならびに監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でおこないましたので省略させていただきます。審査の結果、認定第1号乃至認定第7号については全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告は、認定第1号 平成23年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成23年度美深町水道事業会計決算の認定については全員賛成で認定すべきものとの報告です。決算審査特別委員会は議長及び監査委員を除く全議員で構成する委員会です。従って、質疑、討論を省略し採決を行います。

◎ 日程第2 認定第1号

○議長（倉兼政彦君） 日程第2 認定第1号 平成23年度美深町一般会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第1号 平成23年度美深町一般会計決算の認定については認定することに決定をいたしました。

◎ 日程第3 認定第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 認定第2号 平成23年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第2号 平成23年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定については認定することに決定いたしました。

◎ 日程第4 認定第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 認定第3号 平成23年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第3号 平成23年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定については認定することに決定しました。

◎ 日程第5 認定第4号

○議長（倉兼政彦君） 日程第5 認定第4号 平成23年度美深町介護保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第4号 平成23年度美深町介護保険特別会計決算の認定については認定することに決定いたしました。

◎ 日程第6 認定第5号

○議長（倉兼政彦君） 日程第6 認定第5号 平成23年度美深町簡易水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第5号 平成23年度美深町簡易水道事業特別会計決算の認定については認定することに決定をいたしました。

◎ 日程第7 認定第6号

○議長（倉兼政彦君） 日程第7 認定第6号 平成23年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第6号 平成23年度美深町下水道事業特別会計決算の認定については認定することに決定をいたしました。

◎ 日程第8 認定第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 認定第7号 平成23年度美深町水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、認定第7号 平成23年度美深町水道事業会計決算の認定については認定することに決定をいたしました。

◎ 日程第9 議案第41号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第41号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については総務住民常任委員会に付託をしておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過と結果についてご報告をお願いいたします。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会報告をいたします。

去る9月20日に付託されました議案第41号ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の制定についての審査の経過ならびに結果についてご報告いたします。

本件は、9月21日総務住民常任会委員全員出席のもと、副町長ほか担当部局の出席を求め、本条例制定の経緯、内容のご説明をいただき慎重に審査を行いました。今回の制定の趣旨ですが、地域住民の連帯意識を高め、コミュニティー活動および高齢者の生きがいづくりを推進するとともに健康で文化的な地域社会の発展に寄与することとしております。その内容については施設の室の一部を自治会、その他の公共的団体等に長期的に専用して利用させることとしており、使用料も無料とすることから地域住民の自主的活動を助長させることとしております。本委員会としては慎重に内容審査を行ったところ、本条例が施行されることにより町中の新たなぎわいづくりと高齢者の利用や活動に加え、地域住民の多彩な活動の拠点とするためにも本条例制定は全員一致により、原案可決すべきものと決しました。

以上、総務住民常任委員会の審査報告をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対し質疑がある方は発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

本件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第41号 ほっとプラザ・スマイル

の設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

◎ 日程第10 議案第42号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第42号 美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については産業教育常任委員会に付託をしておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過ならびに結果についてご報告をお願いいたします。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会報告をいたします。

去る20日に付託されました議案第42号 美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例の制定についての審査の経過ならびに結果についてご報告をいたします。

本件は、去る21日産業教育常任委員会を開催し、副町長ほか担当部局の出席を求め、本条例制定の経緯・内容のご説明をいただき慎重に審査を行いました。今回の条例制定の目的ですが、新規就農予定者及び農業実習生等を確保し、本町の農業振興を図るとともに地域振興を推進する事業を支援し地域の活性化に資することとしております。その内容については主要の資格について農業実習生や新規就農予定者のみならず、美深町の地域振興のための団体等にも有効利用させるというものです。本委員会としては慎重に内容の審査を行ったところです。本条例が制定されることにより農業に魅力を抱く青年を農業者として育成確保するためにも本条例制定は全員一致により原案可決すべきものと決しました。

以上、産業教育常任委員会の審査報告をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対し質疑のある方は発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認め、本件について討論を行いますが討論はござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号 美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第42号 美深町農業研修生等宿舎の設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

◎ 日程第11 議案第43号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第43号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

これから議案第43号に関し質疑を行います。

音響設備に不具合が出ておりますので質問をされる方、答弁される方はマイクにしっかりと近づいて発言をお願いいたします。

質疑を受けます。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私は1点だけお聞きしたいと思います。これにつきましては貸付けの期限が前回は3年ということでございました。この案の中では5年の貸付けと変わっています。本人も色々この3年間の間に自分が芸術活動をする基盤整備ですかその辺のことを一生懸命やってこられたのだと思います。今年の春から本格的に稼働ができたのかと私も見ておりますけれども、この5年の期限の後の問題、将来的にこれをさらに継続して貸付けという形にしていくのか、あるいは状況を見ながら具体的に本人との売買ですかそのような形に進めていくのか、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 今回提案しております議案に関しましては、3年が経過しまして今回9月30日で期限が切れます。工藤氏と今後の取り扱い、利活用について協議をしました。その結果、次期貸付期間をどうするのかという話もおこないまして今後とも3年間の今までの利活用の状況と今後の長期的な芸術活動の場、それから情報発信の場ということで施設を利活用したいと、それから地域住民とのかかわりをもっとつなげていきたいということで強い意志が確認できましたので委員会としては長期活用が見込まれるということで3年から5年に拡大したものです。その後につきましては、5年を区切りまして、その都度様子を見て継続をしていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 本人も、意志の部分ではそちらに住んで芸術活動をやっていきたいということも言われておりますし、そういう意味では適切な支援というのは大事だと思っているところでありますけれども、支援の仕方について一通り形ができあがったということで交流の場として地域の中で喫茶店で食事提供できる場所ですとかあるいは宿泊ができる

る場所ですとかそれらについても既に設置をして稼働させているという状況だと思っています。それらについて無償であることが良いのかどうかという議論をしなければならないと思いますが、それらについての考え方はどのようにになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 今回の提出議案については無償で貸付けるという形なのですが、本来は貸付ける部分だけの管理を行ってもらっているのですがそれ以外に無償で貸し付けることに関してそれ以外の部分も一緒に、グランドを含めた敷地の草刈りとか除草等もやっていただいているという形で無償で貸付けているということあります。今後、無償で貸付ける理由的なものにつきましては、国において廃校利用の関係がありまして利活用に対する緩和が平成20年にされたわけですけれども有償で貸付けたり譲渡したりした場合は補助金の返還が発生してきます。その関係で平成20年に緩和されまして無償で貸付けた場合、返還は免除するという形になっているということで無償で今後も貸付けていきたいということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 無償の期間というのはどの程度まで残存するのか、施設がある限りずっと続くのかあるいは年限がどこかで切れるのかということと、もうひとつは本人もずいぶん心配をしている部分は、個人との契約ですから本人が色々手をかけて相当お金もかけてあの施設を自分の芸術活動をするための施設として改修を3年間かけて進めてきたという経過があるなかで、ここをお貸しするときの大きな目的がこの地でやはり芸術活動を進めていくというひとつのステータスだと本人も言っておりまして、それを地域に広めしていくということがひとつの役割だと本人も言っております。私も非常に良いことだと思っているのですが、本人が心配しているのは、私が何かの理由で亡くなったときにそれらの芸術活動が途絶えてしまうと、それらの継承の方法は何かないかということを随分悩んでいる部分もありますし、それはやはり1人ではなくて複数の人間がサポートをしていくなり形態は色々あると思いますが将来的には複数の方々で管理をするため法人化といいますか、NPO法人ですとか色々な法人の仕方があるのでしょうけれども、そのようになった場合、5年の契約の中でそういう形が見えてきたときにそれは単純にその時点での契約の変更という形で処理できるのかどうか、その辺のところの考え方と、2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今、無償貸付の意味ということをまず先ほど答弁を少し誤解を

招くような部分があったのかと思います。基本的に施設の貸付けを公募したとき、やはり地域活性化ですか恩根内地域105年という小学校の歴史が刻まれてきました。地域の中で中心となった施設でございます。そういったものの心を受け継いでその地域の中でいかに活動をしていただくかということを踏まえた中で今言われた芸術活動を通しながら地域の発展、地域の活性化を求めているということでそういったことに期待をしながら基本的に無償貸付をするということでございます。その背景には、先ほど言いました補助金の取り扱い等の問題もあるということでございます。今、35年ほど経過していますから補助金の部分でいきますと60年が建物の期限としてありますのでその期間は補助金等の返還の状況が出てくるということになります。ですから、今の形が双方の形で許されるのであれば少なくともその期間はそういった形を継続していかなければならないと思っております。工藤氏には色々なご苦労をいただきながら本当に地域の中で地域の一員として親しまれ、大きな活動の実施をいただいております。話を聞きますと色々な芸術家さん等の中でやはりこの地域に来てやりたいという希望を持っておられる方もいらっしゃるという話もお聞きしております。そういった活動の発信の場になってくれればこれはありがたいと思っております。その中で、将来工藤さんの年齢もありますから何らかの形で継承していくなければならないという場合には今回お貸しをしている趣旨ですとか地域ですとかそういった活動の中でそのものがしっかりと継承されていくのだとすればそういった形で継承される方々にお貸しをしていくということが筋だろうと思っております。ですから、基本的にはそういったことで貸付条項の中にも目的が変わってきますとこれは貸付けできないということを謳っておりますので、そういった趣旨からいきますとその時その時のどういった形で経営されるかということは十分協議をしていくことになりますけれども、基本的にはそういった事業を継承していただくということでそれぞれの方々と契約を継続していくという考え方を基本的にもっておりました。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私から質問をしたいのは何点かありますが、当初貸付けをするというときは地元の皆さん、担当の方、第三者機関で貸付け等について審査を行った経緯があると思います。当時は3件の申し込みがあったと私は理解をしております。その中で、工藤貢さんに決定をして3年を経過して今日に至るわけですが、町の財産の中の貸付けについて貸付期間、3年を5年に伸ばしているということについて、なぜ3年区切りで多くの申し込みがあって色々な審査をしたにしてもこの場所を求める人が今もいるのではないかと、そういったことを配慮した場合に5年というはどうなのかという疑問を感じます。芸術文化や情報発信、それぞれのまちづくりという意味では十分審査をされている方等に

については納得していると考えていますが、私はそういう観点からも公的な部分についてはもう少し慎重に公募するなどの活動というものがあるべきではないのかと考えております。それから、もちろん財産でありますし色々改修をされて、その改修等についても気になっているのですが、これらについてはどの程度改修がされて、例えばこれら等については貸付当時と同様な返還時にはそのような状況は生まれるのかと思うのですがその2点をお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 只今の質問の関係ですけれども、平成21年に募集をした結果、2件の応募があり、その2件のうち活用審議会の中で工藤さんの方に決定いたしました、それを教育委員会の方に報告しまして教育委員会の中で工藤さんを採用するということに決定しております。3件ではなく2件だと思います。

あと、3年を5年にしてという件なのですが、これにつきましては先ほども9番議員からご質問があったわけですが工藤さんと利活用の協議を行ってきて次期貸付期間を何年にするかという協議をしてきて今後工藤さんが芸術の場とかそういうものを長期的に実施したいという意思が強いということから貸付期間を3年から5年としたところであります。

改修の関係につきましては、小学校の校舎を居住スペース管理室、それと資材保管スペース、宿泊スペース、ライダールーム、版画工房、作品を展示するギャラリー、木工クラフト工房、陶芸工房、プレイルームをカフェということで交流・休憩スペースという形で改修をしております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 貸付けについては本人の意思が強いということだけの理由で5年にするということですがなぜ3年ではなくて5年になってしまったのか経過についてまだ不十分に思っております。いずれにしてもそういう状況の中で5年に延ばす理由というの私は見当たらないのではないかと思いますが、その理由は教育長なり町長なりの判断の中で答弁をいただきたいと思います。

それから、たしかにライダー、版画、カフェという形で改修をされて今日利用されているというのは私も承知しております。私なりに視察をさせていただいていますから承知をしているのですが、問題は、当初は工藤さん1人ではなかったのではありませんか。3人程度の人たちが集まって作ると私は聞いたと思うのですが、聞いてみたら貸付本人1人だったと思うのですが理事者側が考える仲間といわれる部分でこれからも色々進められていくと思うのですが、それからライダー等の利用の関係、版画等の関係、カフェ等の

利用状況、これはどの程度個人のことでありますけれども貸付け側の立場としてどの程度把握をされておられるのかについてお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 一番最後に質問のありましたカフェの利用等なのですが、これにつきましては4月28日にオープンしまして、それから9月上旬ぐらいまでなのすけれども、カフェの利用人数が240名、宿泊が20名、来館された方が100名となっております。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 3年から5年の部分なのですけれども、当初3年前に何年の期限を切ろうかということ、色々な事業展開の中で本人の強い意志も当然ですが本人がどのように出来るかということを見極めていきたいということもありまして3年という設定をさせていただきました。それから色々な事業展開をしてきた中で3年ごとに契約更新ということはある意味では他の方に状況が変わるということも可能性としてはゼロではないわけです。そういう形の中で継続的に地域に根ざした活動がしっかりとやっていけるかどうかということを考えますとやはり安定的に5年という形で契約を交わしていく方が本人も腰を据えてしっかりとすると、そして期限を設けるということはやはりお互いに確認をする場が必要です。そういう部分で一定期間ということを考えまして契約の期限を今回5年に変更させていただきました。さらには、実際にやっているのは1人ではないかという話でございます。実質的には活動としては通常は2人の方が来られていますし、それから共同でやられるという部分で当時3人というお話しがございましたけれどもそれらの方々の日常的なつながりの中で活動をされているということをご理解いただきたいと思いますし、最初から3人でやるのだという話を私どももした経緯もございません。全体の企画として3人の方が中心となってやられるという話を聞いております。そういう部分では当初契約され通り内容的にも当初契約されたそのものを基本にしながら自立をされてやっていると押さえているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 内容等についてはこれ以上は言いませんが、土地を含めてかなり面積的にも大きいし2室で無償貸付をしていくわけですがこれは結果的に貸し付ける財産でありますので管理等はもちろん行政がやるのだと思いますが工藤さんに貸し付けていくメリットというのは何を考えておられるのか、素人なのでわからないのですが行政がなぜこういう土地とかを含めてあえて一生懸命に貸さなければならないのか答弁を願います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 当時、皆様方から廃校になった学校のこの後の利用をどうするのだという質問を随分受けたように思っております。そういう施設を有効に利用していくということは財産そのものを活用していく部分、さらには地域の活性化ということを含めて考えていく部分でも有効に使っていただくことができるのであれば1番良いのではないかということで、そういうことがなければ行政的にも当時利用するというものはございませんでした。そうなるとそのまま置いておくということにはなりませんからお金をかけて壊していくとかそういうことが必要になってくるのだろうと思います。そういう部分でまさしく応募をいただいた2件の方々が有効に使いたいというお話だったと思います。その中で工藤さんにお貸しするという形で結果として先ほど当初申し上げた通り有効に地域の活性化の大きなひとつの起爆剤となっていると実感をしています。そういう部分で十分目的といいますか、そういう部分の目的達成、さらには意味としてあるだろうと思っております。それから施設管理の部分ですけれども、貸付した施設を良好に管理をしていただくということはこれは当たり前の話でありますけれども、そのまま施設を置いておけば貸付した建物・土地、それ以外の周辺も含めて町が教育委員会の方でお金をかけて維持管理をしていかなければならないという現実もございます。そういう部分で敷地全体については貸付けをしておりませんけれども、地域なりが使う部分もございますけれどもそういう部分の管理については今回無償貸付をする条件として全体の敷地を管理していただくということをお願いしています。ですから、そういう部分である意味でご負担をいただきながら良好な管理をしていただいていると考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 林君。

○8番（林 寿一君） 今、その施設には約300人以上の利用者があると報告がありました。その中のカフェの部分について、あの中に料金表というものが掲げてあります。それは一度お聞きしたときにはあれは遊び心であるとお話をされておりましたがお金の動きがあるのか。それからライダーが泊まるときには無料でないという話も聞いております。無償貸与をしているところに料金の流れが発生するということは事実なのかそれをお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 今の質問ですが交流スペースのカフェの利用人数につきましては先ほど言いましたが、これに関しましては平成21年度当時の当初からの計画にもありまして工藤さんと町との協議の結果、こういうことを今カフェ的なものをやるということで町の方としては承認しております。今の言い方では営業にあたるのではないかとい

う形になると思うのですけれども、その料金につきましては材料代等の実費負担額としておりまして、利益として上げるものとはなっておりません。

○議長（倉兼政彦君） 8番 林君。

○8番（林 寿一君） その場所におきましてお金の授受はあるということですね。そこでお金が動くということは営業とみなしてもよいのではないかと思います。ましてカフェは保健所の許可まで取ってやっているということです。保健所の許可を取るということは営業とみなして十分ではないかと思いますが。それとライダーハウスの方は無償で泊めているような話ではないようです。格安にしているということで、その料金というものではなくて利用料だとかという名目であってもそこにお金の流れがあるわけですから、公共の施設を無償で貸付して、そういうものが発生してよいものかどうか。それから先ほどもどなたか言われておりましたが工藤さん個人に貸しているわけです。工藤さん個人に貸しているということは何かの理由で返還される時にはおそらく原型に復帰して返すということで約束事があると思いますが、この方に万が一、何かあったときにそれを責任もってできるのか、そういう手段を講じているのかどうか、料金とその辺をもう一度お聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 営業にあたるのではないかということで営業に関しては契約書上、乙は営業・営利を目的として利用してはならないということになっていますが町との協議の結果、承認すればそれで営業は許可をしますという形になっています。当初から利用計画の中にカフェはおこなうということで町としても承諾しております。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 財産を無償貸付したものに対して営業して良いのかという基本的な話だと思います。町の財産を貸付けて営業をすることは禁止をしているものではございません。そこで、有料か無償かという部分のお話だと思います。これについてはルールとして無償だからダメだというルールを設けているものではございません。それと、もうひとつは先ほど国の簡素化の中でもお話ししましたけれども国は町に対して補助金を出しています。町が営業行為をやった場合には補助金を返還するということは原則にあります。ですから、その簡素化の中でも一定状況を満たしたとき、これは建設後10年以上経たものというものがございますけれども、そういったものを無償で貸付けをする場合に営業を禁止するということは規定されておりません。国が補助金を出したもので補助金を受けたものがそのことによって営業をする、補助金を受けて営業をして補助金の二重という形になるわけですけれどもそういう行為は禁止をされております。ですから町が無償で

貸付けをした相手に対しては無償貸付または無償譲渡も許されております。それを営業で利用してはならないという規定はされておりません。営業を町でやった場合はダメだと補助金の返還をしなさいというルールが示されているだけです。そういう部分で基本的にはルールとして禁止をされている状況ではございません。ただ、今いわれている部分というのは借りる方の、それから利用される方の他と比べての公平性の問題が出てくるのだろうと思います。そういう部分で料金として十分かどうかという議論は別としてありますけれども、そういうことを考えながら本来、町が管理すべき土地、その他のものを貸付の条件として工藤氏本人に工藤氏本人の経費をもって管理をしてくださいということを条件として出させていただいている。そういう部分で広く返しますと、そのことが工藤さんから料金をいただいていると解釈をしていただければよいかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） お伺いいたしますけれども、補助金の返還期間が60年間あるとおっしゃいましたけれど補助金の返還する金額はどのくらい残っているのでしょうか。それと、これは町有財産ではなくて教育財産として建物も土地も管理されているのか。それから、先ほど工藤さんの色々なことをお話しして営業活動等、それはともかくとして工藤さんがあれだけ大きな施設を維持管理してくださって、そして自分の芸術活動も地域の活動もと言いながら活動をしているのですから、いっそ無償で提供したらいかがなのかな。以前そのような話もなかったのかなと思うのですけれども、35年経過し60年間補助金の返還期間があるのでしたらその補助金の返還の金額がいくらなのか、それによってもう少し考え方もあるのではないかと思うのですけれどもその辺をお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 建物を無償で譲渡したらいかがかというお話をございました。当初の考え方としてはそういう考え方もございました。ただ、体育館を地域にお貸ししています。それで、建物総体としてやはり防災施設関係でどうしても切り離せない課題がございます。大きな経費をかけて別のものに改修をするとすればそれは可能になってくると思いますけれども、そういうことがあって建物を貸付けをするという状況に至ったことをご理解いただきたいと思います。補助金の関係ですけれども、当時1億3,000万円ほどの補助金をいただいております。それが60年ということで単純に割って単年度210万円くらいということですから残りは25年ほどありますから単純にかけると5,000万円を超える補助金の返還が生じてくると推察されます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） そのこと自体は詳しくは分かりませんが、土地・建物は全部教育委員会が管理をしているという形で良いわけですね。それから、廃校ですが一般的にどのような形で利用されているのか分かりませんけれども名寄の日進小学校あたりも民間が活用していますね。それはやはり補助金の金額を加算して登用しているのかどうか分かりませんけれども、工藤氏があれだけ大きな改築をし、改修をして、地域のためばかりではなくて自分の芸術活動に転化をして今活用しているわけですからやはりその辺はもう少し何か方法があるのではないかと思うわけです。ただ、このように3年契約・5年契約といつても原型に戻して返してくださいということは私はあり得ないと思うのです。ですからもっと知恵を出すべきではないかと思うのですけれども、毎年支払わなければならない補助金が5,000万円残っているわけですが、本当に払わなければならぬものなのか確認をしているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） それはそういうものだということで、無償貸付・無償譲渡をすればこれは報告で済みますから良いわけですけれども、今おっしゃられた、これは本当に工藤さんが3年間積み重ねてこられてその実績を皆さんに評価をいただいてそういった部分でもう少し考えるべきだというご意見だと思います。そういった形でお話をいただけることは非常に3年前の経過から考へるとうれしいことだと思っております。今回は5年契約ということで提案をしています。そこまでの議論に至っておりません。この5年間の中で今ご提案いただいたようなことを十分協議をしてやはり毎回毎回このような形での議論ということではなくてしっかり利用していただくということを今後教育委員会としても協議をさせていただきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようですので質疑を終了します。

これから討論を行いますが討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから、議案第43号 財産の無償貸付について採決いたします。

議案第43号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。従って、議案第43号 財産の無償貸付については原案の通り可決されました。

◎ 日程第12 議案第44号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第44号 平成24年度美深町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

これから議案第44号に関し質疑を行います。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 10ページの地域情報通信事業の中で一般会計から繰り出しをして工事を進めるということで増加分の23戸に対する工事という説明がありましたけれども中身の内訳を教えていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 工事の内容につきましては、予定されている場所に光ファイバーが走っていないということで光ファイバーをその場所まで引き込むと、さらに電柱から住宅へ引き込むということでさらに住宅の中に配線をして住宅の中に防災情報端末機をそれぞれ設置するという内容になっております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 2棟分とお聞きしたのですけれども、場所的には線のないところに2カ所予定になっているということなのでしょうか。それから、23戸分ということで情報端末機を全戸設置する形になると思うのですけれども、その情報端末に関しても運用規定等を設けて、1年半が経つわけですけれども新しく増えた部分についてはこのような対応をまだしていかなければならない部分があると思うのですけれども、今後、住宅解体等も進む中でもしも返ってきた機械の再利用の運用規定というものがあるのであれば合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 1カ所につきましては光ファイバーが既に近くに光ファイバーが引き込まれた電柱がありますのでそれは良いのですけれども、駅東の部分につきまして、まだ光ファイバーが引かれていらない地域があるということでそこを新たに引くということになります。それから遊休資産的に端末機が余っているのはどうするのかということなのですが、住宅の解体等があって余ってくる可能性はあるだろうと見込んでいたのですけれども今のところはまだそういうものがなかなか出てこないということで今回新たに23の端末機を購入するということありますけれども、将来的には余ってくることがあるかもしれませんし、遊休資産につきましては故障対応のときに使えるのかと思っております。特にそれについての規定は設けておりません。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） そうしましたら駅東に建築になる予定の部分が未整備なのでこれからということなのですが、この時には企業誘致で絡んだ部分のところの整備も同時にを行うことになるのかどうか。それはまた別口で整備をすることになるのか、その点をもう一度お聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 幹線として光ファイバーを引くのは住宅の付近までということで考えています。企業誘致の時にはまたその場所に自前の電柱を立てるのか、北電柱なのかN T T柱なのか、そういうところが整備をされてくると思いますので状況を見ながら自前の電柱を立てるのかどうかということは検討をしていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 10番 斎藤君。

○10番（斎藤和信君） 歳入の道補助金の中で地域支え合い体制づくり補助金の中で民生費の中にこれは組み込まれていると財産内訳をみるとなっておりますけれども、この中で地域支え合い事業というのは講師を呼んで講演か何かをする程度のものなのかと想像はするのですけれども道の補助金制度の中で地域支え合い事業というのはどのようなメニューが含まれているのか教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 地域支え合い体制づくり事業補助金の関係でございます。歳出の方で申し上げますと、まず民生費、社会福祉費、老人福祉費の中で臨時職員賃金、それと報償費の講師謝金さらに需用費の消耗品の中の9万8千円分が支え合い事業でございます。さらには、役務費の手数料、使用料及び賃借料の認知機能評価システム借上料、最後ですけれども備品購入費の中の介護予防備品購入費7万5千円という内訳で金額100%の補助という形になっております。

事業内容ですけれども、基本的には高齢者を地域で支える体制づくりということになります。基本的に今回の考え方につきましては臨時職員賃金でございますけれども昨年導入いたしましたパソコンのシステムがございます。そのシステムをもとに本年度は生活実態調査を行いまして、どういう高齢者の実態があるのかと、そういう中で見守りを行うような方がいるかどうかということを具体的に行っていきたいということでパソコンの入力関係で臨時職員賃金を設けております。支える、見守る高齢者というものを具体的にどのように展開をしていくのか、今、こちらの方で考えておりますのはひとつには高齢者のサロン事業といいますか、具体的には地域の中で介護予防教室というものを開催してその中で

も地域の中の見守りをおこなっていきたいという考え方でこの中の具体的な予算措置をしているということでございます。ですから具体的には高齢者の見守りにかかる部分の予算計上を具体的におこなっている状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 斎藤君。

○10番（斎藤和信君） わかりました。ただ、道の補助金の中で美深町にはお年寄りを地域で見守る体制が補助対象になるから補助金をいただいた中で道の方ではどのようなメニューが他にあったのかというのも教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 道のメニューということですが具体的には昨年度導入したシステムを当初導入するということがメニューのひとつになっておりますけれども、今回のソフト事業というものは各地域によってさまざまな活動が想定されております。先ほど言ったように我々についてはサロン事業ということもメニューのひとつになっておりますし、それぞれの地域の特性にあった支え合いを展開することによって経費がかかるということが想定されます。そういう幅広い意味で道は補助対象を、支え合いを作る体制づくりということで幅広い補助内容になっている状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今の事業内容についてお尋ねしますが、ここに採用します臨時職員は専門職として採用されるのでしょうか。

それから、講師を呼んでどのような形で事業を進めていくのか分かりませんけれども実際に町内会あるいは自治会がサロン事業を取り組んだ時にそこに講師の派遣ができるようなシステムになっているのかどうか、それが1点です。

それから、12ページの教育費の中の委託料についてお聞きいたします。学校給食センター建設基本設計業務委託料が220万円出ております。議会も特別委員会を設置しまして議論をしております。基本設計が出てきたということは教育委員会の中でさまざまな議論をされて設計業務を委託するのだと思うのですけれども、その委託をするにあたっての基本的な目標というものをどのように設定されて設計されるのか、その点についてお伺いします。

戻りまして、先ほど3番議員が質問しておりました地域情報通信事業の中の光ファイバー導入については理解できました。防災端末機をつけるときは新設の時には町が全面みてくれるという考え方だったのですがそう捉えてよろしいですね。古い住宅を壊して新しい住宅にした場合には自分持ちというような話も聞いたものですから、今回新設される住宅には配置されるのだなと改めて理解されたところなのですけれども間違いないのかどうか。

それから、ほっとプラザ・スマイルですけれども、ここにはパソコンが使えるようなシステムを導入する考えがあるのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 防災情報端末機につきましては当時事業を始めたときに住宅には無償で取り付けるということになっておりますのでこの住宅についてもそのように考えております。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 臨時職員賃金の考え方ですけれども、先ほどお答えした生活実態調査というものが行われました。それを具体的に導入しておりますパソコンに入力をするという作業を行っていただくということで20日間の臨時職員賃金をこちらの方で計上しているという形でございます。

それと、講師謝金の関係ですけれども、今年度予定しておりますのは認知症に関する講演会ということで近年認知症が増えてきておりますし、それをどのように支えていくのかということも大きな課題でございますので、そういうテーマで講演会を行っていきたいという考え方をもっております。

それと、今回サロン事業ということで計画をしておりますのは具体的に町内の一地区を具体的にモデル事業として事業を展開していきたいという考え方でありますので、今後についてこの地域の部分をどのようにやっていこうという部分については今後は新年度予算に向けて検討をしていきたいと考えております。

それと、ほっとプラザの関係でございます。パソコンのご質問がございましたけれども、現在パソコンを導入するという予定はございません。窓口業務で色々な業務内容が想定されますけれども今のところパソコンを使って行なう業務は想定しないということで導入については考えていないという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 学校給食センターの基本計画にかかる基本的な目標ということでございますけれども、これにつきましては学校給食法に掲げられている児童及び生徒の心身の健全な発達に資することを基本的に目的としていまして学校給食を通じた食育の推進そして子育て支援の観点をもって進めていこうと思っております。給食の実施にあたりましては何といっても安全が第一であります。施設の整備や食材の確保さらには食物アレルギーへの対策をしっかり取り組むことを基本として行って行きます。食育の観点では、地産地消を通して地元食材を知るとともに地元の産業や地域を知るとともに食べ物に対する知識を育てる教育を進めていこうとしております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） ほっとプラザ・スマイルの備品の件ですけれども、現在は考えていないというお答えでしたけれども、やはりこれからはパソコンを使って何か事業をやって、そこで会議をやったりしながら印刷したり事務記録をしたりとかパソコンを使う機会は随分増えてくると思うのです。私はそういうものはぜひ建物完成までに導入すべきだと思いますのですけれども、それは地域から要望がなかったかもしれませんけれどもあとから入れるとなったら大変なことですから最初の段階でそういうものを検討していただきたいと思います。

それから、その上の賃金の件ですけれども、パソコン入力するために20日間の臨時職員を採用しなければならないほど難しい仕事なのでしょうか。庁舎内で工夫をしてできないものなのでしょうか。せっかくの予算をもっと有効に使う方法があるのではないかと思いますのでお聞きいたします。

それから、私の質問が間違えていたのかもしれませんけれども、学校給食の件についてですけれども今お答えいただきましたのは学校給食を進めるに当たっての基本理念だと思います。私が伺っているのは建設に対して基本設計を業務委託するわけです。その基本の委託をする内容をどのような基本で学校給食の施設を建てようとされているのか、それを聞きたいのです。

3回しかありませんのでもう少し明確にお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） ほっとプラザ・スマイルのパソコンの関係でございます。先ほどお話しがあった例えは印刷するものであるとか維持管理に関するものについてはこちらの方で計画をしております。ただ、施設の使用の関係であるとか維持管理をするという事務の中で必要なものについてはこちらの方からデータであるとか資料を提供してそこで事務を行っていただいたり管理を行っていただいたりということを想定しておりますのでパソコンを使って具体的に何をするということは現在のところは想定をしていないということで必要であればこちらの方から提供をしながら行なっていただくと想定しております。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 委託内容ということですので、まず施設の計画、給食センター方式または建設場所とか予定食数と給食計画、週5日実施すると、アレルギー対策、建物計画の内容、厨房・食品庫とかそういうものの計画、それから配達計画、受け入れ側の各

小中学校への搬出の方法等、建築したい計画としてドライシステムを採用する、平面計画の検討とか給食センターの建設にあたって基本的な動線の示し方、それから機械設備計画、排水処理施設計画、電気設備計画とか概算工事にかかる事業費の内容等を委託にかけようと思っています。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 臨時職員賃金の関係でございます。今回先ほど言った生活実態調査ということで65歳以上の独居の方を中心に質問項目としてA4の4ページほどの項目を調査させていただきました。回答といたしまして85%ぐらいの回答をいただいた状況でございますけれども、この中で先ほど言ったように具体的にどの程度見守りが必要なのかということを含めた調査項目になっております。そういうものを具体的にパソコンの方に集中して入力する、それを具体的に事業展開として今後こちらの方の事業に活用していくということで臨職賃金を計上している状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 臨職賃金の関係ですけれども、実態調査を入力して活用するわけですね。そうしたら臨時職員に入力させるよりも実際にそれを活用する職員が自ら入力して活用していくのが本来だと思うのです。ただ入力させておいて後からまたそれを引っ張り出して自分たちの活用に使わなければならぬわけです。そういう二重なことをするよりも自分たちが汗水流して入力をして実態を把握する方が早いのではないかと私は思うのですけれども。とにかく少し頭を使って予算を使ってほしいと思います。

それから、ほっとプラザのパソコンなどを使える施設にはしないとおっしゃいました。そして、行政側が必要があればお手伝いしますと、そうではないのではありませんか。人づくりはまちづくりと町長は言っているのであります。自治会が自らまちおこしをしましょうといっているではありませんか。その中で必要なものがあれば役場が提供しますというのはそれは話が違うではありませんか。自らが汗水流して自治会を盛り上げて、そしてまちづくりをしていくのが本来の姿ではありませんか。いまどき、施設でパソコンを使えないといったら機能を成さないのではありませんか。各自治会にあるいは高齢者センターに自分たちの部屋ができたのですからそこで会議をしたときにそういうものが使えないわけがないと私は思うのですけれども、私はそれはぜひ設置すべきという考えです。

それから学校給食センターですけれども、今議会で議論中ですからこれ以上のことは質問を避けたいと思いますけれども、やはり場所をどこに設定して基本設計を出しているの

か、そして基本として施設の外形はどのような外形にしてほしいのかとか、そういう基本設計の根本があつて業者に委託をするものだと思うのです。業者が勝手にこういう施設でこういうものはどうですかといつて競争入札をするのかどうか、あるいは委託をするのかどうかということをお聞きしているわけなのです。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） パソコンの利用の部分につきましては、施設の管理運営上についてもパソコン利用というのは想定していないということで先ほど主幹からお話しがあった通りでございます。また、第2町内会、老人クラブ等からのそういった要望もございませんでした。そういう中でそれぞれの地域の活動なり老人クラブ等々の活動の中でパソコン等々の利用が必要であるということであればそういうコミュニケーション活動に町も支援をしているわけですから、そちらの方で町内会独自また老人クラブ独自でパソコンの部分についてはそれぞれの団体の中で利活用していただけるような形でご協力をいただきたいと思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 臨職賃金の関係でございます。昨年度導入した地域支え合いの要援護者台帳システムというシステムを導入して今回調査を行ってそれを入力するというお話しをしたところでございますけれども、基本的にシステムでありますのである程度情報を入力していくとそのシステムに基づいて色々な必要な部分の見守り体制の情報が自動的に出てくるというシステムが入っておりますので基本的には臨職の方に集中して入力をしていただくという作業になっております。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（吉田克彦君） 基本設計の関係の建設場所につきましては、委員会等でもお話ししておりますが中学校に併設する形で基本設計を組んでいきたいと思っております。外形等につきましては機械設備とかそういうものが確定されてから外形等の大きさ等が決まってきますので外形等につきましては中学校に併設することになりますので中学校との背景を考慮に入れながら基本設計の発注をしたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 10ページの関係ですが、工事請負費で島呂布には800m、それから同じ路網整備でパンケには200m、これは工事の発注の請負費ですけれども、雪の多い美深で冬場に向けての工事というのは大丈夫なのかと心配するのですがこういった事業を今ごろなぜ発注されるのか。かえって今の時期だと間伐材の整理をしたり捨てるものを集めたりする方が良いような気がするのですが、路網整備を今の時期にどうして

やらざるを得なかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） まず工事的な部分といいますか内容的な部分なわけですけれども、この事業は作業路だけに補助がつく事業でございます。その点で間伐だとか除伐だとかという事業へ運用はできないということあります。そして、国の昨年の3次補正でついた事業でございますけれども、一旦道の基金に繰り入れましてその基金から承認をいただいて発注するということでその発注をするというのが測量試験日から発注してその承認にもとづいてさらに工事を発注するということで6月の委託費等の承認だとかその承認後の路網の基準がありますのでそれを合致した中で道とこれで良いのか悪いのか協議をして路網の発注の許可ができます。そういう段階がありまして8月末に1段目の工事を発注しているのですけれども、その後補正によって追加して発注していきたいという状況でございまして本来で行くともう少し早くやりたいというのが所管している工事を監督する立場からも議員と同様の意見は持っているのですけれどもシステム的に今の時期になつたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 付いた予算の説明があったのですが、私が理解をしているのは国が2分の1、そのうち道と町が4分の1ということでこれは環境保全型の農林産業費の説明だったと思うのですが違うのでしょうか。ページを間違っていましたのでこれは結構です。そうしますと、時期的にこういった作業をせざるを得ないということは分かりました。この工期はどこからどこまでになっているのか。それから、班渓の町有林の関係については図面はないのですけれどもどのような路線になってどこから入ってどこから出てくるのかという説明をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 8月末に発注した路網の作業路の工期なのですけれども、調べますので少しお時間をいただきたいと思います。班渓の町有林の経路なのですけれども、起点は班渓・吉野線の町道でございます。班渓のバーク堆肥施設の少し手前の方から入っていく林道事業で建設した道路の少し入ったところからそれに向かって山崎の採石場の方向に向かっていくのですけれども林道ですから一定程度曲がりながら尾根をいきながら行くということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町有林の管理の関係で残す路網というものを図面を書いた場合にどの程度今後路網整備というものが続していくものなのか、予定があるのかこれについて

はどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 路網の整備は平成24年度から平成30年までで、今のところ6,700メートルほどについて計画をしております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 11ページ、12ページの美深アイランド管理費の備品購入費についてお伺いしたいと思います。非常に車両自体が古くて走行距離も相当走っているということでの更新だとお聞きしておりますが、現状これは走っていると思うのですが新車に入った時点できれどをどう処分されるのか、廃車にされるのか、あるいは何か利活用に使うと考えておられるのかが1点目です。

それから、2点目ですが9ページ、10ページの先ほど同僚議員からも質問がありましたほっとプラザ・スマイルの備品購入費の件ですが、金額的に1,300万円という非常に大きな備品購入になっていますが基本的にこれらは利活用のメニューがどういう形でそれに基づいてどのような備品を購入されるのかその中身をお聞きしたいと思っています。資料請求ができるのであればお願いをしたいと思います。どこに何を使うのか今日の質疑の中でしたいと思っています。先ほどの同僚議員の話でも必要なものが実はないのではないかという懸念もうかがわれる部分もありますので、私の考えの中ではインターネット環境にあるのかどうか。とりわけ防災端末等はそこに設置するのかどうか。もう一つは葬儀も小さな個人葬等も随分ありますのでそれらの利活用に備えて畳敷きの和室等の用意等があるのか、それらについてもお聞きをしたいと思います。いずれにしましても大きな金額の備品購入ということですからできましたら資料請求をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 美深アイランドの車両購入の関係ですがこれにつきましては中型バスの更新をするということあります。現在で22年が経過して37万キロを走っております。自動車のメーカーに聞きますとこの手の車はなかなか引き取り手がないということを聞いておりますので購入の際に下取りという形で考えていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） ほっとプラザ・スマイルの備品購入の関係でございます。利活用ということでお話しをいただきました。基本的にこの施設についてホールであるとか会議室または広間だとか浴場を備えた施設ということでそれぞれの部屋の機

能といいますか、例えば移動式のステージであるとか机・椅子またはカラオケ設備であるとか、一般的なコミセンであるとか、そういうどこにでもあるような施設の備品であるとか、その辺については一体的にこの中の整備をしていきたいということで、先ほど言ったように基本的には利用形態をどのように想定してどういうものが必要なかということを想定しながら備品を整理しているという形でございます。

○議長（倉兼政彦君） 備品の一覧表は出せますか。今出せないと今の議論の中にはならないと思うのです。

岩崎君に申し上げますが今の議論の中にはたぶん備品の総体の資料は出ないようですがれども後日でよろしいですか。

それでは皆さんにお詫びいたしますが、今岩崎君から備品の総体の資料が欲しいということありますけれどもどうでしょうか。皆さんが必要であれば要求はしますけれども。

（資料請求あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは後日整理して出してください。今は間に合わないようです。

保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 防災端末の関係であるとかネット環境という話もあったと思うのですけれども、防災端末については基本的に施設には設置をしていくということで考えておりますし、それ以外の電話・ファックスも設置をするという考え方でございます。ただ、ネット環境につきましては基本的にはインターネットに接続するという想定を行っておりません。基本的に考えとしては従来あるコミセンの機能であるとか、老人憩いの家の機能という形の中で行っていく活動を想定している中ではネット環境については想定していないという状況でございます。

和室につきましては一室全体が和室ということではなくて、ルーム4という一番北側の部屋があるのであるのですけれども、そこの部屋の半分に畳を敷いて利用していただくことでこの部分につきましては第2町内の方の要望を十分取り入れた中でルーム4の中の半分を畳敷きの部屋で半分をフローリングという形で設置をしていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 車両の関係ですが、下取りという形で処分したいということありますが、今走っていて損傷なく走っている車両であると思うのです。すでに故障をしてどうにかしなければならないという車両ではなくて長い距離を走っているにもかかわらずまだ使える車両であるというのであれば自治会活動ですとかあるいはスポーツ団体等の足の部分で今後利活用ができる車両になり得る可能性があるという観点から考えるとそれは

下取りという形ではなくてしっかり残しておいてそれに対応するような今後のメニュー作りを考えてはいかがかと思うのです。なくなってしまえばそれで終わりですからそのようなことが考えられないかどうか、その点の考え方を伺いたいと思います。

それから、ほっとプラザの件に関して、これは基本的に第2町内会が使用できるということになりますからほかの第1あるいは新生の自治会館にあっては当然今までの事例としてもそこで葬儀が行われているということは既成の事実であります。第二町内会の中で今後葬儀等が発生したときに今のお答えの中では利活用できないのではないかと、夜泊まることができるような環境にはないと言わざるを得ないわけです。その辺の対応が一部屋の半分程度の畳ということではせっかくの場所があるのにもかかわらず、それらの機能が果たせないということになってくるのではないかと思いますのでその辺の考え方をどう対応するのかお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 中型バスを今回更新するわけですが今現在は走っております。このバスについては数年前から振興公社の方からかなり車体の底の方にさびが出てきて一部穴が開いていると、さらには冬期間はなかなかエアコンとか暖房の不具合があるという状況が言われておりますのでその都度公社の方で修繕をしながら今まで運行してきたという現状であります。また利活用できるのではないかという話でございますが、非常に限界が近づいている車であります。これをさらに利活用できるのであれば今回更新をしないということでございますので、今後違う形の利用というのは車体を見た限りは無理ではないかと考えております。その他、温泉には大型バス・マイクロバスがありますので安心安全という面ではやはり更新をしてお客様のサービスに努めるということが必要かと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 葬儀を想定した場合のケースで先ほど私の方でお答えした部分でルーム4の一部和室という部分でいけば、そこはあくまでも町内会活動の中で必要な和室の確保ということになりますので、そこでは例えば想定された葬儀で休憩だとかということは十分できない状況ではございます。そういうことを想定していくと例えばこの施設の中に広間という部分がございます。靴を脱いで上がってその先に浴室があるということでその広間は椅子・机というものは固定ではなくて色々な部分で移動も十分可能でございますのでそういう部屋も十分活用していただきながら利用いただけると想定もされるのではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 先ほどの7番議員さんからのご質問ですけれども、現発注の作業路の工期については11月30日でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私は進行動議を出させていただきたいと思いますが、9番議員にも確認をしていただきたいのですがこの質問の趣旨はほっとプラザ・スマイルの備品購入費の金額の中身で資料要求が出たわけです。それに伴っての審議が継続すると理解しておりますので、まずは資料要求をやられて賛成者がいたわけですからこちらの提出が先だと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 資料要求はしていますが今すぐは出ないということで後日ということです。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 今すぐ出せないのはどのような理由か分かりませんがこの1,300万円は当然あるわけですからそれをまず出していただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 休憩を入れれば出るということですから今準備をしていただきますが、他に質疑はございますか。

それでは資料の準備をしてください。もう少しで昼食休憩に入りますのでその間にお願いいたします。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 12ページの土木費の除雪対策費の関係ですけれども、説明では4月の雪に伴って出動した分ですという説明ですけれども今になった理由がどういうことなのか、また過去にこういう事例があったのかどうか。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 委託費なのですけれども当初予算で当然24年度の分はついております。その部分で4月の委託については4月分として契約して4月の初旬の雪については対応したということでございまして、なぜ時期が今の補正となったのかという部分ですけれども、10月末に11月以降の年度内の冬期間の委託契約をします。その時に契約する場合、債務負担行為をしますので当初4月に使った雪の委託料について不足が生じますので直近では6月ということも考えられたのですけれども9月の時期にやると冬に対応としては万全を期せるということで9月にご提案させていただきました。過去にも4月に除雪が出て、何年度からどれくらいということは資料は用意していないのですけれどもそういうことがあったかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 町側の理由もあるのでしょうかけれども、4月の仕事が9月にお金が出てくるというと民間でいうと150日手形みたいなもので、なかなか民間では考えられないと思うのです。業者にしてみると緊急の仕事ということで一回機械を収めたり何なりという色々かかわる中でその辺が理解できないと、もうすでに払っているということですけれども極力早めに対応するような形をすべきではないかと思うのですが。私の認識違いかもしれませんけれどもこういうものは即座に対応すべきではないかと、6月にもそういう考え方があったというのであればそういう対応を今後はすべきではないかという趣旨で質問をしています。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 委託費の予算については当初予算としてもっておりますのでそれを契約して契約が履行された場合に即座に支払いは5月にしているということございます。

○議長（倉兼政彦君） それではこれから暫時休憩に入ります。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

会議を再開するにあたって先ほどの資料要求の関係について訂正をいたします。先ほど資料提出の関係については当初後日という発言をいたしましたが町側から休憩をはさんで提出可能という発言の訂正がございましたので準備ができましたのでこの資料を配布いたします。

資料配布をお願いいたします。

(資料配布)

○議長（倉兼政彦君） 資料の配布が終わりましたのでこれからこの資料の内容について説明をお願いいたします。

保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 只今お配りした資料の内容について簡単に説明をさせていただきたいと思います。

今回補正予算1,300万円を計上しております。その中身の品目についてはナンバー1番から34番まで番号を打った内容が対象品目ということになっております。なお、こ

の品目をどこの部屋に設置するかということで各部屋の名称ならびに数量を記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を再開いたします。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 一通り出てきたのですが、ひとつは稼働ステージの件ですがこのホールに4基ということでよろしいのですね。これはどのような形状のものでおおむねどの程度の金額のものか説明をお願いしたいのと、それから今ここに出ている備品一覧ということで最低限の数で総額が1,300万円ということですが先程の畳等はどこにあるのでしょうか。この予算以外なのでしょうか。その辺のところがどうなっているのかお聞きしたいと思います。それと、予算審議ですから当然不具合については修正という形も可能なのかと思いますが、しかし、それをやってしまうと金額等も明示いただかなければできないということを考えますとこれらの備品についてある程度流動性といいますか、1,300万円の範囲の中で例えばこれは当初は4つだったけれども5つにするとか、あるいは全体の中からこれは削ってこれに使おうというようなことが可能なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 稼働ステージのご質問でございます。ホールに4台設置するということで基本的にCOM100の小ホールで移動して設置をするようなものということを想定しております。必要なときには設置をして必要がないときには会議室を広く使うというイメージで考えております。このものの金額ですけれども、4台の合計金額で140万円を想定しております。

今回の1,300万円全体の関係で内容等を今現在こういう形で予算計上させていただくということで考えております。当然、中を詰めていった段階で大きな変更はもちろんないわけですけれども例えば数を少し変更したり部屋によっては必要なところが出てくるということは当然ありますので軽微な変更についてはこれから考えられると思っております。畳につきましては本体工事に含めておりますのでこの中に入っていないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれで終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 平成24年度美深町一般会計補正予算第6号を採決いたします。

議案第44号について原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第44号 平成24年度美深町一般会計補正予算第6号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第13 議案第45号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第45号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

これから議案第45号に関し質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑はこれにて終了いたします。

これから討論を行いますが討論はござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号を採決いたします。

議案第45号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第45号 平成24年度美深町介護保険特別会計補正予算第1号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第14 議案第46号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第46号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第46号 財産の取得について説明を申し上げます。本件は役場のコンピューターネットワーク上で情報を共有するためのシステムソフトウェアでグ

ループウエアシステムの更新にかかる財産の取得でございます。現在使用しているシステムは平成12年度に導入したものですがこの間のコンピューター機器やソフトウェアの世代交代によりまして今後の使用が困難となるため更新するものであります。

取得にあたり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明を申し上げますので追加議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号 財産の取得について。

次の財産を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

取得財産、グループウエアシステム。取得金額、1,480万5千円。取得先、旭川市東3条5丁目 リコージャパン株式会社 道北営業部 部長 富沢学。この取得につきましては当初予算において備荒資金を活用して債務負担行為で導入するという契約でございましたけれども、8月の第2回の臨時会におきまして単年度で取得をするということで決定をいただいたものでございます。これは9月11日に見積もり合せを行いまして先ほどご説明をした金額で取得するよう進めているところでございます。このグループウエアシステムは役場の庁舎内LANで活用しているものでございまして役場庁舎内だけではなくて教育委員会、消防、学校、これらと繋がっているグループウエアシステムあるいはデータベースといったものを活用しているものでございます。ノーツシステムということで現在ノーツという商品を導入しておりますけれどもこれを引き続きデータの載せ替えですか更にはこれまで当町が独自にオリジナルのデータを築いてきておりますのでこれをスムーズに移行させるために同種の商品とするものでございます。なお、先ほど町長の提案説明にありましたように平成12年に導入しておりますけれどもこの間コンピューター技術も相当進化をいたしましてOSが現在Windows7、近々Windows8も発売されるようありますけれども現在のWindowsXPというOSで、環境で動いておりますけれどもこれがだんだんこのOSに対応しきれなくなってきたということでコンピューターシステムではなくてコンピューター本体そのものをバージョンを下げていかないと使えなくなるということでございますので、今回データベースをそのまま移行できるようノーツの、更にOSに左右されないウェブ版、こういった商品が出てきておりますのでこれら

に移行していきたいということで今回これらにかかるシステムの導入更新を図るものでございます。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） それでは説明が終わりましたので、議案第46号に関し質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて質疑を終了します。

これから議案第46号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号 財産の取得についてを採決いたします。

議案第46号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第46号 財産の取得については原案の通り可決されました。

◎ 日程第15 同意第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 同意第1号 美深町教育委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 同意第1号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。

本件は本町教育委員会委員のうち石田政充委員が9月30日をもって任期を満了となりますので同氏を引き続き任命いたたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものであります。

石田君は昭和31年1月26日生まれで現在56歳であります。昭和49年美深高等学校を卒業と同時に本町の職員に採用となりまして総務、産業、建設、福祉、教育畠の経験を積み、平成19年5月から教育委員となり教育長を務めていただいているわけであります。就任と同時に美深小学校の改築をはじめ、幼保一元化、学校教育、社会教育の充実に力を注ぎ、最近では第5次総計の大きな事業である美深中学校改築計画や学校給食に関し

て多くの意見に耳を傾け、ひたむきにその課題解決に当たっておられるところであります。教育に対する情熱は高く、人格識見ともに優れた方です。これまで養われた豊富な経験を生かして教育行政の充実にあたっていただく最適任の方であると考えるものであります。

なお、具体的な経歴ですけれども役場に奉職してから現在までの経歴等については省略いたしますけれども、現職の教育委員でありますのでご理解をいただいていると思っております。なお、教育委員の関係だけ申し上げたいと思いますけれども、平成19年5月23日から平成20年9月30日が1期目の教育委員そして教育長の任期であります。そして20年10月1日から24年9月30日までが2期目の美深町教育委員としての教育長という形でございます。今期途中に入っておりますけれども3期目ということになるわけでございます。

よろしくご審議いただき満場のご同意をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので同意第1号について質疑をおこないます。
質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、同意第1号について採決を行います。

この採決については起立をもって行います。

本件、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、同意第1号 美深町教育委員の任命について同意を求める件については同意することに決定をいたしました。

◎ 日程第16 諒問第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 諒問第1号 人権擁護委員の推薦について提案説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております村本修二氏が平成24年12月31日に任期満了を迎えるため、旭川地方法務局から後任候補者の推薦依頼がありましたので村本修二氏を再度推薦いたしました人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして提案

を申し上げる次第であります。

村本氏は平成22年1月から人権擁護委員に就任され、人格見識が高く広く社会の実情に精通され社会的信望も厚く人権擁護委員として適任であると考え推薦に当たり意見を求める次第であります。

よろしくご審議いただきますよう提案申し上げます。

なお、経歴については現職の人権擁護委員でありますので省略をいたしますけれども村本氏については農業協同組合の参事等々を歴任され現在は都市計画審議委員であるとか体育指導委員の会長を歴任され、さらには観光協会の理事さらには社会福祉協議会の理事等を歴任されているわけでございます。

以上、申し上げ、満場のご推薦を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） これから諮問第1号に関し質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了します。

お諮りいたします。町長は村本修二氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり、本議会の意見を適任として決定し答申することにしたいと思いますがそのように決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、町長が村本修二氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたっての本議会の意見は適任と決定し答申することと決定しました。

◎ 日程第17 濟問第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 濟問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○ 町長（山口信夫君） 濟問第2号 人権擁護委員の推薦について提案説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております阿部和憲氏が平成24年12月31日に任期満了を迎えるため旭川地方法務局長から後任候補者の推薦依頼がありましたので阿部和憲氏を再度推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案を申

し上げる次第でございます。

阿部氏は、平成20年1月から人権擁護委員に任命され、人格、見識が高く、広く社会の実情に精通され社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、推薦にあたり議会のご同意を求めるものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、経歴等につきましては阿部和憲氏も現職でありますので省略しますけれども阿部和憲氏は町の保健福祉課長さらには議会事務局長、監査委員事務局長を歴任されて退職され、現在は社会福祉協議会事務局長として活躍されている方でもございます。

以上、経歴については概略ではありますけれども申し上げ、満場のご同意をいただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） これから諮問第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれにて質疑を終了します。

お諮りいたします。町長は阿部和憲氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり、本議会の意見は適任と決定し答申することにしたいと思いますがそのように決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、町長は阿部和憲氏を人権擁護委員の候補者として推薦するにあたっての本議会の意見は適任と決定し答申することと決定いたしました。

◎ 日程第18 報告第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 報告第7号 学校給食調査特別委員会中間報告を議題といたします。

会議規則第47条第2項の規定により同委員会より中間報告をしたい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。本件は申し出のとおり報告を受けることとしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

この際、委員長から報告を受けます。

10番 斎藤君。

○10番（斎藤和信君） 報告第7号 学校給食調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

平成24年第1回定例会で設置されました学校給食調査特別委員会における調査研究事件について会議規則第47条第2項の規定により中間報告をいたします。

本委員会は学校給食に関する調査を目的に議長を除く10名の議員で学校給食調査特別委員会が設置され、期間については調査終了まででございます。

協議の経過について申し上げます。平成24年4月20日、第2回学校給食調査特別委員会の前段において教育委員会より学校給食の実施における実施整備計画の概要事業費が出され、その中では事業費3億5,200万円でうち交付金が5,281万円、起債8,220万円、一般財源2億1,689万円と説明を受けたところであります。その後、学校給食調査特別委員会として2度の学校給食に関する行政視察、美深町幼児センター、南富良野町、置戸町を行い、その実態と課題を調査いたしました。その中、第5回学校給食調査特別委員会では実施を前提に協議を進めることとし、第8回学校給食調査特別委員会では再度教育委員会の学校給食実施に関する考え方を聞き、学校給食調査特別委員会では学校給食を実施することには全員一致で賛成の方向を出しましたが学校給食の実施における具体的な事項については今後継続して協議を進めることを確認したところであります。

以上、報告し、今までの学校給食調査特別委員会の中間報告をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対する質疑については議長を除く全議員の構成でありますので質疑ならびに討論を省略し委員長報告を終了します。

◎ 日程第19 議員の派遣

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 議員の派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第122条の規定によって、お手元に配布の通り議員派遣を承認したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は承認と決定をいたしました。

◎ 日程第20 承認第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第20 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出がございます。総務住民及び産業教育常任委員会、議会運営委員会からお手元に配布の調査

事項について閉会中の事務調査の申し出です。

本件、申し出のとおり承認したいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出については承認と決定いたしました。

これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。

これで平成24年第3回美深町定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 諸岡勇

署名議員 林寿一